

令和5年3月愛荘町議会定例会会議録

令和5年3月3日（金）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 愛荘町個人情報保護法施行条例
- 日程第 3 議案第 2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 4 議案第 3号 愛荘町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 6 議案第 5号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 9号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第15 議案第14号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16 議案第15号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議案第16号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第17号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第19 議案第18号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第20 議案第19号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第21 議案第20号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

~~~~~

追加日程第1 議提第1号 愛荘町議会の個人情報保護に関する条例

~~~~~

追加日程第1 議案第27号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定期間の
変更につき議決を求めることについて

追加日程第2 議案第28号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定期間の変
更につき議決を求めることについて

追加日程第3 議案第29号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)

出席議員(14名)

1番 久保田 正 利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 村 西 作 雄 君	6番 森 野 隆 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すすみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 田 定 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長 兼企画政策監	中西 功君
教育長	徳田 寿君	総務政策監	生駒秀嘉君
福祉政策監 兼ワクチン接種推進室長	森 まゆみ君	産業政策監	北川三津夫君
教育次長 兼教育振興課長	上林市治君	みらい創生課長	西川 傳和君
経営戦略課長	田中孝幸君	公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤居祐司君	福祉課長	小林充周君
健康推進課長	木村美紀君	子ども支援課長	重田祐史君
住民課長	越後聡美君	農林振興課長	山本拓也君
土地改良担当課長	楠 真二君	商工観光課長	藤野知之君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	山川 剛君
生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催準備室長	陌間 秀介君	歴史文化博物館長	下村今日子君

事務局職員出席者

議会事務局長 青木清司 書記 伊谷一真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変御苦労さまでございます。

本田税務課長から欠席届が提出されていますので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（村田 定君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日3月2日に続き、4名の一般質問を行います。順次、発言を許します。

◇ 辰己 保君

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己 保。一般質問を行います。今議会での一般質問は3項目を出させていただきます。それぞれ一問一答で行います。

まず初めに、国民健康保険税について質問を行います。県国民健康保険運営協議会の開催がされて、令和5年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果が提示されています。令和5年度における本町の取組および方向について、以下6点質問を行います。

1番目に、第3期滋賀県国民健康保険運営方針の策定に向けてについてお伺いします。保険料の負担と給付の公平性についてですが、市町個別の財政運営では厳しい状況に至っていると言う。その要因は国保加入者の減少と医療費の高騰を挙げています。その上で、「医療費を各市町で支え合うことにより、被保険者の負担の公平化に一步踏み出した」としています。県の統一化によって本町はどのような恩恵を受けてきたのかをお伺いします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 滋賀県では平成30年度から医療費を県下の全市町で支え合うことになりました。県においては市町ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事

業費納付額を決定され、保険給付に必要な費用を全額、保険給付等交付金として市町に対して支払いをされます。

当町としては、収納率が納付金算定に反映されることなどにより、各市町で支え合うことによって医療費の急激な上昇にも対応できているものと考えております。

具体的には、高度な医療を受けられた方が増えた場合等、従来ですと給付金が膨れ、財源を賄うために翌年度の税率を上げる必要がありましたが、県全体で補うことにより、納付金の額が急激に上がらずに安定した財政運営を行うことができていると承知をしております。

また、広域化によって事務の標準化や平準化が図られ、町の国民健康保険事業は従来と比べて安定したとも判断をしております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） この件についての再質問を行っていきます。

それでは、医療費の高騰を挙げてるんです。同時に、国保加入者の減少も取り上げているわけですが、本町ではこの2点についてどのように作用しているのか、現象が起こっているのかをお聞きします。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

保険者の減少については毎年減ってきておりまして、4月から保険者数を現在の保険者数と比べましても約100名ほど減っている状況で、今後もこの状況が続くと思われるしております。医療費に関しましても、令和3年度の医療費の伸び率は平均が4.2%のところ、9.45%と大きな伸びとなりました。こういったことがありましたが、この際は税率を上げずに、また基金を活用することなく運営ができております。こういったことが本町において作用したことだと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 後段で答弁を用意されていたやつを読まれているのかもわかりませんが、私自身、ここでなぜその加入者の減、医療費の高騰というのは、医療費の高騰というのは、当然、薬価等々の影響も出ていますし、医療技術の進歩、そういうものも反映しています。でも、実際は結局はその歳入歳出で見たときに、要するに所得の少ない人の状況、これがどう反映するかということ、ここを私は大事にしてい

ます。それで、地域福祉計画のアンケートで300万円以下の収入世帯30%、これは100万円以下の人が7%ほどあるわけで、おおむね30%になっております。こうした状況が、逆に国保にも反映しているというふうに伺えるんです。そういう点でどうなのかということになるんで、そこらの分析はどうされているかお伺いしておきます。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

所得の低い方についての医療費の分析については細かなことを今しておりませんので、申し訳ございません。また分析をさせていただいてお答えさせていただくように努めたいと思います。

以上です。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 事務の統一化がされているので、そういうところは各市町でできるかどうかということは、その通りだと、把握し切れないかもわかりません。そういうところで、答弁では事務の標準化や平準化に対して、事務の効率化というか、そういうことがその統一化よってのメリットが生まれているという答弁だったと思うんです。それで結局は、今私があえて所得状況、収入状況を確認したのは、要するに負担の公平化という、この資料には負担の公平化がうたってるんです、県が出した資料には。負担の公平化となると、どのように本町は理解をされているのか。ここを聞いておきます。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

本町におきましては、負担の公平化という部分に関しましては、医療費の支え合いや収納率の調整による保険料水準の平準化、それと市町村事務の効率化と標準化、広域化による給付サービスの平準化について、保険料の負担と給付の公平化がされているというふうに理解をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） じゃあ、提出している2つ目の質問を行います。

県は、「国民健康保険料率は協会けんぽや健康保険組合の保険料と比較すると複雑な

構成である」と言っているわけです。県の資料の中に、保険料（税）と記述しているところは見当たりませんでした。保険税と記述しない県の見解をどのように聞いておられるのかをお尋ねします。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 滋賀県医療保健課に確認しましたところ、県の資料に記載しています国民健康保険料の記載につきましては、一般的な名称として国民健康保険料という名称を使用しているものでありまして、保険料率の県下統一化の際に表記指定しての「税」を廃止し、その名称を「保険料」に統一する意図で使用しているものではないとの回答を得ています。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） では、保険料と統一できない理由は何なのかということを確認しときます。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 保険料（税）の統一につきましては、基本的に令和6年以降できるだけ早い時期に保険料水準の統一を検討されているというようなところでございます。統一後も県から示される標準保険料に合わせまして市町が保険料率を設定するということが考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） これはちょっと税務課で答弁する話ではないんですよ。要するに、連合会に参加していて協議がされているはずなので、その確認をしてるんです。だから、保険料で統一しない、あえてその各市町で税を徴収するというところに言ってるわけですよ。じゃあ何のための統一なんだということになるわけ。そのところを、担当課のほうがそういう説明を県から聞いていないのかどうか、議論ができていないのかどうか、もしくはそこに参加していないのだったら町長になるわけ。町長が連合会に行っているから、そこはどういう議論になったのか答弁いただきます。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

保険税の統一化に関しましては、市町村の連携会議ということで、課長が集まって議論等をさせていただいております。今ほど総務政策監が申しましたように、県や連

合会のほうでは保険税の統一を令和6年以降の早い時期というふうにされて、それに向かって現在議論を進めている中ではございますが、実際、この早い時期というところで、まず期間の定めがまだ議論の最中ではございまして、はっきりとした年度が決まっておりません。その中で標準保険税率のほうが示されているわけですが、その部分に関して各市町、乖離がある部分がございます。それをならしていくための状況として一定の期間が必要でございますので、すぐに統一ができない状況で、今後また議論を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そのとおりだと思うんです。県下をブロック分けて分散化というか、分科会というか、そういうものを開いて最終的にその代表者が県の会議に行つて調整しているということを聞いたことがありますので、どこでどういう議論をされるのか。だから、こういうところで一般質問で問題提起をすることによって、県の会議でどうなっていくかということが本町から提案することができるということを申し上げているわけです。じゃあ、税と料の違いはどう違うのかを聞いておきます。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

基本的に保険料も保険税もどちらが高いか安いかの差はあるわけではないので、被保険者から見ますと基本的には同じということになります。どこが違うかと申しますと、関連する法令がまず違うということになります。保険料の場合は国民健康保険法、保険税の場合につきましては地方税法が根拠法令となつてございます。

議員御指摘の違いでございますけれども、主に3点御説明をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、保険料と保険税で異なるのは、まず消滅時効の長さでございます。保険料につきましては、徴収権の消滅時効は2年となつてございまして、保険税の徴収権の消滅時効は5年となつてございます。

あと2点目でございますけれども、差押えの優先順位でございます。保険料や税を滞納して差押えになった場合は、優先順位の高いものから弁済を受けることができることになってございます。保険料の優先順位につきましては、例えば税、住民税等の次にということになってございまして、保険税の優先順位につきましては住民税と同じ順位となつてございます。

3つ目でございますけれども、遡って請求できる期間でございます。国保の保険料や税につきましては、加入の届出をした日からではなくて、資格を取得した日から課税をされますので、この届出が遅れると遡って課税をされることになります。このとき、過去の滞納分に対して請求できる上限年数が保険料と保険税で異なるというところでございまして、保険料の遡及賦課については最大2年、保険税の遡及賦課は最大3年となっております。

以上が主な違いということで御説明となります。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そういう県の会議に行かれたときに、根拠法令が違ってくるので、じゃあ滋賀県がどうするのかと。要するに、保険者がどこに行くんだという問題に発展するんですよ。だから、県の統一、確かに令和6年に統一化を目指しているけど、今はとか言うてる場合じゃないんですよ。その問題も解決していかなかったら統一なんてできないんですよ。根拠法令が違うんですから、2つ抱き合わせで行けるわけがないんですよ。ですから、このことを強く肝に銘じていただきたいというふうに思います。

では確認ですが、現在は保険者はどこなんですか。滋賀県ですか、愛荘町ですか。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 現在、保険者は滋賀県と愛荘町ということになってございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） その違いは、執行権、事務的な問題と、要するに徴収権の違いなのか。2つが保険者という言い方をされたので、ちょっと非常にこれはまた運営委員会そのものが難しくなると思います。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） 御答弁申し上げます。

保険者に関しましては、今、総務政策監が申し上げましたとおり、県と市町ということになります。そのうち県は財政運営の主体者ということでございます。町のほうは収納部分や資格の部分、給付の部分に関しての事務的な運営を行っているというふうに分けて考えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 要するに、財政運営と収納、交付いか給付いか、この事務をそれぞれ分割した上での保険者という理解になるわけですね。非常に奇々怪々ということだけは言うておきます。ここで今その議論はないので、3番目に出している質問に移ります。

県から本町の納付金および標準保険料が示されました。令和5年度1人当たりの納付金は13万4,720円と、標準保険料11万9,661円です。県の提示により、本町の令和5年度国保税を引き上げられるのかどうかを伺っておきます。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 令和5年度の国保税額の算定に当たっては、県から示されている本町からの1人当たりの納付金が13万4,720円、標準保険料が11万9,661円で、令和4年度に示された1人当たりの納付金12万3,513円、標準保険料10万7,754円と比較し、納付金で1万1,207円の増、標準保険料は1万1,907円の増となっております。

このことから、本来的には県の納付金等の増額に合わせ、本町の国民健康保険税率を引き上げる必要があると考えられますが、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会から、昨今の物価高騰等による社会情勢を鑑み、令和5年度の国民健康保険税の税率を引き上げず据え置くべきとの答申を頂いております。

国民健康保険税の税率を据え置くことで、県への納付金の財源が現年度の国保税だけでは賅えない可能性があります。不足分につきましては国保の財政調整基金の取崩しにより対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 財政調整基金に対しては後でまた質疑を行いますので、次に進めていきます。

4番目の質問です。本町の国民健康保険運営は、現状の国保税を維持した場合は何年後に赤字財政となるのかを伺っておきます。今、3番目の答弁で少し触れられていますが、改めて確認をしておきます。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

先ほど総務政策監の答弁にございましたように、令和5年度は現行の税率を据え置

き財政調整基金を活用し対応したいと考えております。その後におきましても、基金を含めた余剰金を活用して現行税率を維持した場合、数年後には安定した運営が困難な状況に陥ってしまうことが予想されます。

被保険者の皆様に過重な負担増とならないよう、引き続き運営協議会において国保税率については十分な協議を重ねて、将来にわたって安定的な運営が行えるように努めていきたいと考えております。お願いいたします。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 財政調整基金を使うと、次にそれを聞くんですが、結局はこの令和4年度の今提案されている国保特会の、いけば余剰金の整理というか、そういうものが補正で出されているんですが、そういう中でも基金積立がされているので、取り組む取り組むという状況の中でどうなのかというのはあります。ですから、そういう答弁でしたので、5番目の質問を、取りあえずそれはそれとして聞いておきます。5番目に出してるんですが、国民健康保険事業特別会計の積立基金、今後どのようにしていくのかということです。一部はそうですが、全てがそうではないと思っています。ですから、確認をさせていただきます。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

基金は愛荘町国民健康保険財政調整基金条例第1条において、国民健康保険事業の円滑な運営に資するために設置するものとしております。

基金の活用につきましては、想定を上回る負担増に対応する激変緩和対策や県内の保険料統一化により、被保険者の方に過重な影響がある場合に活用するものと考えております。

いずれにしましても、運営協議会に意見を頂きながら、引き続き被保険者の方にとって有効である基金の活用を行ってまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） じゃあ、そのために確認ですが、毎年基金は積み増しされていますね。その確認します。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） 毎年、基金のほうを積み増していただいております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 先ほど、県と本町の保険者の役割分担、保険者なんですよ。だから、本当にこの奇々怪々な位置づけ。だから、私の場合はこれは保険者は愛荘町なんだということですよ。ここの規定がはっきりさせないと。要するに、収納義務と給付事業を保険者である愛荘町がやっていると、先ほどの答弁でいくとそうなります。じゃあ、この基金の使い方は本町に権限があるという解釈でよろしいですね。

○議長(村田 定君) 住民課長。

○住民課長(越後聡美君) お答えさせていただきます。

そのように考えております。

○議長(村田 定君) 13番、辰己 保君。

○13番(辰己 保君) では、想定を上回る負担増に対応する激変緩和対策とか云々、これは県が今回も示してはいるんですが、それは上納金に対してです。納付金に対してです。ですから、じゃあ基金はどういう想定をして今、貯めているのか聞きます。

○議長(村田 定君) 住民課長。

○住民課長(越後聡美君) お答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、令和6年度以降の早い時期への保険料の県の統一化という部分に関しまして、標準保険料の最終統一化になった時期に急激な保険料の上昇が起こらないような形をとるために、その1つとして基金のほうを活用していくことを考えております。

以上です。

○議長(村田 定君) 13番、辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 統一した場合に急激なその料金の値上げということが求められたときに対応すると。じゃあ誰のため、先ほどメリット、デメリットを聞きました、最初に。急激な高騰が起こったら、料金値上げが起こったら、これはデメリットじゃないですか、統一によって。我が町はこれで今、基金積み増しをしている。要するに、国保税を頂いて年度決算は収支は黒字になってるんです。一般会計に繰り戻さなあかんのやったら、それは一般会計から出てるから戻さなきゃならない。けども、結局は収納によっての収支が起こっているわけですから、基金は積み増ししてるわけですよ、毎年。じゃあ黒字なんですよ。収納率がいいということですよ、ある意味では想定以上に。ですから、私はその基金をどう使うかということになってくるということになります。

それで、県は決算補填等の目的の法定外一般会計繰入れは原則禁止というふうに言っています。決算補填等の目的の概念はどういうものなのかお伺いします。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時29分

再開 午前9時35分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

平成30年の統一化の以前のおきましては、収納率の低下により、赤字の解消のために繰入れを行ったときがあるということは承知しておりますが、現在は市町の決算の補填等の目的の法定外の一般会計に繰り入れないことを原則として行っているでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 要するに、歳入決算時に決算するにおいて赤字を補填しなやと、一般会計で。さっき何か説明してるとかえって迷路に入りそうですけれども、そういうことを言ってるんだということです。本町は別に赤字でもなく積み増ししてるわけですから、しかも一般会計の繰入れを行ってどうのこうのではないというのが現状なんです。それであるわけですから、保険税を下げてもいいと、余力があるなら、ということにはつながりませんか。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（越後聡美君） お答えさせていただきます。

令和5年度におきましても現在の令和4年度と同じ税率を据え置くという形を取らせていただく部分に関しまして、やはり標準税率との乖離の部分が出てきております。そういった部分をやはり保険者の方に負担がないように今回基金を使わせていただくという部分がございますので、据え置かせていただいたことによって下げるとなると、また統一保険料のときに、先ほども申しましたように急激な保険料の上昇を招くことも考えられますことから、下げるのではなく一旦据え置くということで決定していた

できました。今後におきましては、保険料のほうは増加の方向になるかというふう
に現在は見ております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） こうした質疑で明らかになってきているのは、県が一本化
することによって県下の負担を本町も持たなきゃならない、それが均等化、公平化と
いうことになっていくので、結果として税率が上がりますよと、特に低いところはよ
けい上がるということに、急激な値上げを余儀なくされてくると。県全体にしたため
にそれが起こってきているということで、本町だけならそのやり繰りができるという
ことです。そこらが明らかになってきたと。

じゃあもう1つ、ここで明らかに問題になっていくのが、今、保険者が2つあると
いうことですよ、県と町の。どっちがどっちの主体で、何を国保事業を進めていくの
かということになります。県は指示を出す、その指示を受けて町の運営協議会は協議
をする、こういう上下関係なんですけど、非常に奇々怪々だということをおきま
す。なぜこういうことをしてくるのかというのは、次の質問に結び付けていきたいと
思います。

6番目に出している質問です。だから、18歳以下のこの賦課金を廃止すべきとい
うふうにつながっていくというふうに私は、保険者の裁量権を持っているわけですか
ら、これを今回改めて求めています。その見解をお願いいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 国民健康保険税において、所得のない子どもにも均等割が課
税され、子どもの数が多いほどその世帯の負担が大きくなることについて、子育て支
援の充実を推し進める観点から、この仕組みの見直しに関し、町村会要望等で国に対
し要望を行ってきたところです。

そして、国において全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一
部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料の軽
減措置が講じられ、当町においても軽減措置を導入いたしました。

国保制度は、我が国の医療保険制度を支える基盤として国がそのスキームを担って
おり、義務教育就学の被保険者等に係る課税の取扱いについては、市町や県による独
自の取組によるべきではなく、国として制度化されることが必要であると考えており

ます。

現行制度をしっかりと運用していくとともに、子どもに係る均等割課税制度のさらなる見直しについて、国は地方団体と引き続き協議を行う必要があるとの見解を示していますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 国の動向、国がやるべきであると。均等割の減免、軽減は、実際、国は方針を出して、我が町もそれに準じて行ったという答弁です。では、今言われるように、令和6年度もしくはもうちょっと先でも結構ですよ。じゃあ、県が統一化して、名実ともに保険者が県になったとき、私どもは、先ほども答弁にあったように標準課税というか、料金が上がるわけですよ。上がったときに基金が1億9,000万円、あれはこれどこへ持っていくんですか。ちょっと事務的なことなんですよ。どこへ持っていくか。これは税務課になるかどうか、会計課かどこになるかわからないけども、この金はどこへ持っていくんですか、どこで使うんですか。

○議長（村田 定君） 答弁でお願いします。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

統一後の基金の活用でございますけれども、これにつきましては税のほうとかについては補填等はできないということになりますので、統一されてますので、保険事業等の活用になるかというふうに思っております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） だから、先ほどは先にそういうことも来ると言うて質疑を行っています。ですから、税か料かとかそういう問題において、要するに分離解釈、そのままそっくりしっかり解釈しましょうとう分離解釈、その条件的な解釈を伴って均等割課税。要するに税である以上、子どもの課税ができるのかどうかということになるんですね。じゃあ、所得のない子どもへの課税ができる根拠法令は何なのか。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 先ほども町長のほうから御答弁させていただきましたけれども、この国民健康保険制度につきましては国がスキームをつくっているという部分がございます。そういったところの中でしっかりと今の制度の運用につきましては進めていくということになるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。特に国において、前回も令和4年4月1日から独自の均等割保険料の軽

減措置が講じられているというところがございます。これにつきましては、国において国民健康保険法の一部を改正する法律の施行ということになってございますので、それに絡んでいると思っております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、国がやればいいんですが、やらないから我が町は矛盾を起こしますよということですよ。だから、別に先ほど言ったように、決算補填等の目的での一般会計の繰入れは止めよと、じゃあ今現在の会計内での処理はいいということの解釈にすればいいわけですよ。そこは保険者である本町がやればいいわけですよ。だから、国を動かさそうと思うのなら、先行的に町が動けばいいと。この目的的な解釈で動いているわけだから、そんでいいんだと私はそう思っていますが、だから18歳以下の子どもたちの均等割を早く進めていくということ、僕はこんだけの5つの質問を出す上で、18歳以下の均等割の廃止を結び付けて言っているわけです。これに対して、改めてこうした質問をしている上で答弁を頂いております。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。

18歳未満の均等割の件につきましては、以前からいろいろと御指摘いただいている中で、町といたしましても町村会等を通じて要望等をさせていただいております。ただ、国のほうのルールの中でさせていただいている制度でございますけれども、町が独自にという部分につきましては、国のQ&Aもございます。その中で、「条例等によって特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは明確に法令違反とは言えないものの適切ではないと考える」ということになってございまして、町といたしましても、国の制度は従うべき基準と考えておりますので、そういったところも踏まえまして、今後、国のほうも今この18歳未満の均等割につきましては課題というふうな定義づけをしておりますので、地方公共団体との協議もしていくというふうな見解も示されておりますので、そういった中で町は対応していかなければならないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 簡潔に言えば、やってはならないとは言ってないということですよ。ですから、私が言いたいのは、1億9,000万円もどうするんですか、この処理を、浮いてきますよ言うてるわけですよ。じゃあ、先行的にやればいいんだし、

国を動かせるということを言ってるんですよ。現にこの滋賀県でも、できないなど思っていることをどんどんやっていくトップがおられますよ。町長、思い切ってここはひとつ、そのことを何年計画でやるか、それは激変も必要ですよ。そういうことを加味しても、私はできると、予算的には。1億9,000万円を使えばできるというふうに思っているんです。だから、答弁を頂きます。ここに時間かけてると、あとの質問が影響します。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。辰己議員がこの件に関しまして課題意識をお持ちいただいているということは、従前からの御質問も頂いておりますので、重々に捉えておるものでございます。

なかなかこの町の独自性をもって、18歳未満の方々の保険の徴収というところであったりとか、町のほうのそもそもの保険料の設定というところも、より軽減したものをということでおっしゃっていただいているということでございますけれども、なかなかその将来の県下統一で設定される保険料というところが、まだ確たるものとして見え切らない中において、やはり住民の皆様、国保の加入の住民の方々に御負担を頂いているこの料が、一方を下げてもう一方上がってとか、そういうようなところのを強いていくということもやはり避けていきたいということもございます。そのようなところの課題意識は共有しながらでございますけれども、そんなこともあって、この保険の協議会ということにおいて、行政だけでということではなく、住民の国保料ということ、税を見ていただいている皆様に御意見を頂きながら、それぞれ今まで市町ごとで運営してきているものでございますけれども、愛荘町においてはこのような考えでやっていこうということは協議会でも御審議を頂きながら、この運営ということに当たってきておりますものでございますので、辰己議員がおっしゃっていただいているその課題意識ということは、おっしゃる部分ということも捉えながらでございますけれども、原課、この基金ということを原資として、例えば料を下げたりとか料を徴収しないとかということがすぐということにはならないかなというふうに考えてはおるものでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） この問題については、もう取りあえず保険者がいびつであるということ、そして我が町は基金を多く保有しているということ、それに対する対

処、そのためにはどうあるべきか。統一化されれば、なおかつよけい動けなくなると
いうことだけを警鐘を鳴らして、次の質問に行きます。

庁舎等公共施設の最適配置と町民の利便性について質問を行います。

町長の庁舎の集約などに対する姿勢に疑義を覚えるところです。端的に言えば、町
民の声を聞かない。公共施設最適配置や指定管理者指定では、議会および議員の進言
や指摘にも耳を貸さない。議会の論議でも、丁寧な説明どころか、特に庁舎の集約に
おける議会議論の時間はあり余るほどありながら、「令和5年度の当初予算に工事費等
を計上したい」との戸際に議会協議を設定するなど、状況に合わせた動きを行わない
上に、身勝手、無責任な統治者だと苦言を呈して、以下の4点質問します。

まず初めに、先ほども言いましたが、庁舎をはじめ公共施設最適配置の協議が町長
自ら中断させていたにもかかわらず、来年度当初予算を前に、急ぎ協議の場を持たれ
るようになったのはなぜか、改めてお聞きいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨日の村西議員の一般質問でも御答弁いたしましたように、
令和4年度においても本事業に取り組むに当たり、同年度5月の全員協議会では3年
間のスケジュールをお示しいたしました。その中で住民説明会を開催させていただき
たいとお伝えし、またその日取りに関しては十分な周知期間を確保すべく7月開催と
報告をし、続く6月と7月には説明会資料を議会に事前にお示しし協議も経た上で、
町内2会場で小学校区ごとで4回開催し、住民の皆様へ直接、町の考えをお伝えする
ことができました。

説明会開催の後、8月の全員協議会の場でいただいた質疑応答内容を御報告しつ
つ、説明を重ねてきたと認識しております。また、これと並行して、議会に報告の上
進めてまいりました旧警察官舎の取得や秦荘庁舎2階の活用に対する意見を踏まえた
設計内容の一部修正、設計単価の見直しも行ってきたところです。

5月の全員協議会で当面のスケジュールをお示しした際に、庁舎関係の予算につい
ては令和5年度当初予算に計上する旨を御説明していたところであり、昨年末には現
時点での事業費用の見込みやスケジュールを御説明するなど、時期を捉えて議会にも
要請を申し上げ、勉強会の場も設定いただきながら、議会への御説明、御報告を行っ
てきたと認識をしております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私は、申し訳ない、その4年度の話はしていません。令和3年度、要するに令和3年の4月27日に取り下げたことは何だったのかということを知りたいです。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和3年になぜ上程しなかったという問いでございますね。取り下げたのかと。それは昨日も答弁の中でも触れさせていただいておりますけれども、議会のそれぞれの様々な議員の方々と協議をしていく中において、なかなか可決に至ることがその時点において難しいということを経験したということでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 新保健センターの増築等に対して、建築確認をいつ申請されて下りたのかを確認します。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 新保健センターの建築確認の申請日と許可日ということでの御質問です。申請日につきましては、令和3年10月7日でございます。許可日につきましては、令和3年10月15日でございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長、議案を取り下げた理由を、議会、議員にボールを投げるのは、それはそれでよしとしましょう。取り下げたということは、どういう意図になるのか。町長が議案を取り下げた、確認だけしますけれども、あれ、この場で始まる前に取下げを言明されましたね。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 恐れ入ります。そのときの今、テイクノートしているものを手元には持ってはおりませんので大変恐縮でございますけれども、開会前にというようにあることであろうということでご存じます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私は、自らがこの場でたしか説明があったんですよね、取り下げますとね。だから、議案には上がってこなかったんです。だから、審議はしなかったんですよね、確かに。でも、町長自らが下げますということは、どういう意図にな

るのでしょうか。どのように認識されるのでしょうか。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） どういう意図かということでございますけれども、やはり御
可決を賜っていきたいという思いが非常にあるということでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） その今言われるように、何が何でもそれを進める、そのこ
と自体を議会が否定しているわけではないわけです。ただ、町長が下げて、建築確認
を10月に申請をし認可を受けたというこの行為、この行為はどのように理解をなさ
れますか。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 建築確認申請の事柄についてどのように捉えているのかとい
うことの御質問だというように存じます。これなんですけれども、昨日もちょっと触
れておりますけれども、水原さんのほうからこの設計ということの御納品を頂いてお
るということでございます。この春、4月27日に議案としてもお願いをしていきた
いなということですずっと動いておりました。一方、納品がちょうどその春の時期でご
ざいまして、その間において、水原さんのほうからも、「建築確認ということを取ると
いうこともできます。そのように進めていきますよ」ということで、「ぜひそれはお願
いします」ということでお話をしておりまして、またその部分に関しましては納品と
いう形でいただいて、あとは予算ということをお認めいただいて着工というところ
まで進められるということでもございますので、そういう点におきましては、議会に
も建築確認申請ということを今回、水原さんのほうからもそのようにお申出も頂いて
という中において、「ぜひお受けをさせていただいて進めてまいります」ということで
御報告をしておりました。その後、仮に4月27日に予算を上程してお認めを頂いた
ということになったのであれば、建築確認申請というのはすべからくそこからテンポ
よく進んでいって、当然、建築の着工に至るまでには、それぞれ事業者のほうに公告
もしながら、またそれに入札に手を上げていただいて、そしてどの会社がそれを入札
を落札されるかということにおいて、恐らく大体、公告期間からどこの建設会社、こ
れは議決案件でもございますから、臨時会等々を開いてということで、恐らくそれ
でも3か月ぐらいは多分かかったろうなというふうに思いますけれども、そういう点に
おいては建築確認ということを進めていくということは、非常に理にかなったという

ような判断になるかというふうにも思います。

ということで、ちょっと昨日も申し上げておりましたけれども、昨今、この建築確認を手法として使ったのではなかろうかというようなニュアンスのお取りを頂いているというふうに聞くんですけれども、全くそういうことではなくて、あくまで今回納品を頂いているということに関しての最終その裏づけとなる予算さえ確保されたならば、すぐに着工できるところまでは進めておきますということであったかなというふうに存じておるものでございます。

また、本来的に先ほどもちょっと申し上げましたけれども、入札をしてそれに参加をしていただいて落札をして事業者が決まるまでが大体3か月ぐらいなのかなというふうに思いますけれども、これが若干10月ぐらいの実施申請としてはそれぐらいであったということに関しては、若干コロナでこの建築確認を担ってくださっている事業者等々、また設計会社等々も、非常にいろんな実務が、社員の方が出社ということじゃなくてリモートでいろいろと事務をなさってたということはお話としては受けておりますけれども、確かにそういう点において予算が4月27日で確保してということではなかったということの外形的なところもあって、これの事務が若干緩慢であったなど、報告を受けたところが10月であったかというところは緩慢であったなどというふうには感じるころではございますけれども、そういうところが建築確認申請の答弁ということになります。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長、大事なことを答弁なされています。予算を認めていただいたということを前提にされているわけです。それが4月27日に自らその予算を取り下げた、取り下げたけども事務はそのまま進めていった、そこに担当の緩慢さがある。非情な言い方ですよ、これ。自分の責任なんですよ、これ全て、取り下げてるんですから。議決されて否決されたことと取り下げたことでは意味が違います。でも、どちらにしても再議を諮る、再議では言い方はちょっと間違ってくるんですが、取り下げてるんですから、提案をしてくる。その行為をもって予算が見通しがつけば建築確認へ進んでいくと。もう町長自らの答弁ですよ、これ。予算を認めていただいた、そういう流れの中で物事を進めていく、事務の流れですね。建築確認は別にそれがなかってもいいんですが、見通しがあったんですか、あるのかなかったのかが大事です、今度は。私は何もそんな、要するに工事ができる見通しをあなたが持ってたの

かどうかを確認します。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。ちょうどその春を思い出していただいでございますけれども、やはりその4月において議決をしっかりといただいでいってということで、大体の機運としては進んでいたのかなというふうにも思います。ただ、最終的に議決ということがなかなかならないということで、上程ということはいたしませんでした。けれども、基本的にはその4月27日にお認めを頂いて着工を進めていくということのパッケージで動いておりましたので、今回のものとしては当然、それがなれば遅滞なく工事着工に当たれるようにということで、必要な手順である建築確認も設計会社のほうから、「そこまで取るということも今回の事業の中でできますので」ということで、「それは自然なことなので結構でございます。お願いします」ということをしていたんだというふうにも存じます。

また、その後でございますけれども、いつの時点において着工に移れるのかということ、やはりそれは議会においての裏づけとなる予算をお認めいただいてからの着工にしか当然ならないわけでございますので、そういう点におきましては、それがいつかということなかなか見えにくい、なかなか捉えにくいというところがございますけれども、1つにはその次の春というところには改選期を、私も含めでございますけれども、みんなで迎えていくということがあるということもございましたので、そういう点ではいろんな部分がまた整った折にということであったなかというふうには存じますので、そういう点では裏づけとなる予算ということをお認めいただいたときに遅滞なく着工に当たれるように手順を進めていったということだというふうに理解をいたしております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今の手順でいくと、要するに建築確認は取れた。じゃあ、いよいよ工事なんですよ。じゃあ、その予算を取るための努力をなされるべきであったわけで、せめてその手順からいけば、10月にも建築確認も終えてるわけですから、何が何でも議会の理解を得ることになると、去年の当初予算に出すべき。要するに今年度ですね、令和4年度の。それが町長として行政事務としての流れ、ルールではないでしょうか。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えをさせていただきますと、結局、選挙が今年の2月にございました。辰己議員は、3月に当初予算ですが上げるべきだろうというふうにおっしゃっていただいているんだというふうに存じますけれども、その時点においても私も複数の議員ともお話をしておりましたけれども、やはりこれは当初予算ということだとなかなか議会として「うん」と言っていくのもちょっとしんどい部分があるなどというのはニュアンスは受けるところもございました。とともに、私もこれ議会からも要請を頂いておりますし、私もそのようにしていきたいということを御報告申し上げておりましたのが何かと申し上げますと、やはり住民説明会ということで、私が直接それぞれの会場において住民の皆様にご報告をしていくというプロセスがどうしても必要であるという判断を早くからいたしておりました。という点において、選挙ということが2月に行われておりますけれども、それをそのまま3月でということはなかなか難しいということにおいて、新年度明けての一番5月の全員協議会において今後の方向性ということを、3年間スケジュールをお示しをしたというのが令和4年度ということであったというふうに存じます。そういう点では、一つ一つ必要な手順を重ねながらテーマということに向き合ってきているもんだというように捉えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） いずれにしても、行政のトップに立っている者は、要するに手順を令和2年から進めてきている流れの中で、令和3年にいよいよ工事をするという意思表示をした。しかし、意思表示をしたけども取り下げた。取り下げたけども、再度その提案をすることになる。例えば、工事の見通しもなく建築確認は、当然、事務的にはできるわけですからやった。やったならば、それを実をならすのがトップの責任ではないですか。それを3月議会は云々とか言っているけども、それまででも10月にやったら12月議会でも説明はできるし、こういうふうに進めると。なおかつそれで問題にされるのなら、議会が問題だと言うんなら言われたらいいと思います。そういう私は、行政の事務手続としても間違っているんじゃないかということを指摘しているわけです。それで今回になっている。結局、これを言っているのか、言ってもいいのか言うてるんだから言わなきゃあないけども、指定管理においても同じでしょう。結局は、事務的なことは行政はやるべきことはやってきました。だから、やるべきことをやってたんだったら、なぜ3月議会に出さなかったんかというて私は言いたいだけで、指定管理もやるべきことをやらなかった、結果として、やるべきことというの

は町民さんへの寄り添いですよ。事務的なことじゃないんですよ。そういうことを、手を上げてなら答弁してください。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 行政としてやるべきことをしっかりと踏んでいくことだということ、それは住民さんに寄り添うことだということふうにおっしゃっていただきました。先ほど直前に御答弁を申し上げておりますように、やはり私が直接住民の皆様はこの住民説明会を実施させていただきたい、そのプロセスをどうしても経たいというような判断は、これは早くからしておりましたので、その手順をしっかりと令和4年において踏ませていただきたいということを、令和4年度始まって当初に私がお願いを申し上げ、この3か年のスケジュールの中にそれも落とし込んでいたというものだというふうに捉えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 手順を踏んでるんだったら、なぜ2年、3年で動かなかつたのと言ってるわけです。だから、4年になったら一定もっと実がなった動きになるでしょうということを言ってるんです。あなたが手順と言うんなら、手順が結果として議会が悪いどうのこうのいう話をいつも、要するにあなたの政治が結果として議会では真剣に対峙しない、でも私の言い分は新聞やらそういうもんを使ってアピールする、そういう政治手法になってるというふうに思っています。

次の質問に行きます。これ、具体的に最適化の問題ですので、愛知川公民館・町民センターの廃止を明確にされていますが、具体的にどの活動をどこに移動するのか。移動における町民の声はどうかかなど、一般質問を含めて一度も説明を受けたことがないわけですが、具体的に町民の不安をどのように解消されていくのか。要するに、最適配置で示されている施設の説明をしっかりとやってほしいということです。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。愛知川公民館・町民センター愛知川で活動をされている各団体の活動場所につきましては、愛の郷を複合施設に改修することで、そのスペースを確保することとしています。

各団体の方々が何人でどのくらいのスペースの部屋を御利用されているのか、活動実績などの情報から愛の郷を改修し、活動スペースを確保することが可能であると考えており、サークル利用の団体含めて、情報提供や未来につなげる御相談も賜ってい

こうと考えております。

今後、愛の郷の改修設計を進めるに当たっては、現在の公民館や町民センターにおいて、貸館業務を行っているスペースや部屋を確保していく考えでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 時間がちょっとあと3分ほどしかないので、次に進め、全体として質問を行います。

次に、町長は、新保健センターは町長自ら議案を取り下げたときは、現愛知川庁舎の延長線上でした。しかしその後、警察官舎の払下げによって公共施設用地は変化しました。私は、町民の利便性を考慮して、新保健センターは旧警部交番用地に設置すべきと進言をしてきました。しかし、いまだに一度もその進言に対する説明は受けていません。新保健センターの変更はなぜできないのかを答弁求めます。また加えて、旧の伝統産業会館の取扱いについても答弁を求めておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 御答弁申し上げます。

これも昨日来、またそれ以前の様々な機会においても、これを最善と考えておりますということで、そういう点におきましては、辰己議員がお考えを頂いた事柄に対してのお戻し、またお答えということはしてきているというようには存じてはおりますけれども、改めて御答弁を申し上げます。

今年度、旧警察官舎跡地を取得したことにより、前提条件が変化したとの御意見かとも存じます。来庁される住民の皆様の利便性並びに今後の土地利用等を考慮いたしますと、旧警察官舎跡地の取得後も、これまでから御説明させていただいておりますとおり、庁舎、現保健センターと横一列に配置することが最善であると考えております。

また、伝統産業会館については、現在利用はしておらず、今後についても現時点で活用の予定はございません。伝統産業会館が有していた施設機能は現在、ゆめまちテラスえちに移っており、建設から39年目を迎え老朽化が進み、空調等の設備関係の不具合など使用上の問題が生ずる伝統産業会館については、今後の公共施設の最適配置における一連の取組の中で、適切な時期に議論の上、考えてまいります。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 質問を続けます、先に。

町長は、庁舎の集約は職員の移動をなくし、行政事務におけるロスの解消を強調されました。町長は、町ランドデザイン2040をどのように記述されているか御存じだと思います。町における公共交通の確保をまず示してこそ、庁舎はじめ公共施設最適化事業を推進することができるのではないのでしょうか。町長の見識をお伺いいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今年度策定予定の愛荘町都市計画マスタープランでは、目指すべき将来都市構造において、拠点連携型のまちづくりの形成を位置づけており、本計画内に拠点と軸の考え方を整理しています。

このうち拠点とは、本町の東西それぞれの中心的位置に各種都市機能や居住区域などが集積した中心的役割を担う主要な拠点を配置し、町域各所には地域の特性に応じた都市機能の集積を図る拠点を配置し、町全体として都市機能の強化、充実を図るものと定義しています。

また、軸とは、拠点間や町内外をつなぎ、都市の骨格として交通や防災など、様々な交流、連携を支える道路等の配置を図るものと定義しています。

拠点と軸の考え方は、都市機能の集約化と交通機能の強化により、多様な魅力を享受できるコンパクトなネットワーク型のまちづくりを目指すものであり、拠点と拠点をつなぐ町の導線となる軸に公共交通網の形成を考えるものです。

公共施設の最適配置の取組における庁舎機能の集約は、住民の皆様の生活上の実際のシーンにおける役場利用に際しても、利便性の確保を担保しております。議員御質問の公共交通と公共施設の最適配置は、どちらかが先ということではなく、まちづくりの中で共に考えていくものであると認識をしております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 時間がありませんので、事細かくできません。当然、質問を出していますので、答弁は用意されています。全てをやらせていただきます。ただ、公共交通については、もう全て庁舎の集約についても、町長が要するに住民にウエイトをかけて進めようとするのか、視点がどこにあるのかということが問題になってきます。公共交通の問題でも、今、言葉をすり替えられて、結果として2040は大きな意味での公共交通を指しているというふうな言い方であったと、答弁であったというふうに理解をします。とにかく、私は町民を主体に物事を進めていくことが大事だ

ということを申し上げているので、あなたの手法は町民ではなくて己、しかもその己を強調するためにマスコミを使う。また、私は今日持ってきてたんですが、要するに広報あいしょうを使う、こうした外の外部のものばかり使って進めているということを厳しく批判をしておきます。

最後の質問に行きます。通学歩道の除雪について質問を行います。本町は、令和3年の年末豪雪の除雪作業は大変でした。新興住宅地も増えて、住宅地内道路の除雪は大通りを先行するためかなり除雪が遅くなりました。道路の除雪も大切ですが、通学歩道の除雪についての対策はどのように考えられているのか答弁を求めておきます。

○議長（村田 定君） 教育次長。

○教育次長兼教育振興課長（上林市治君） 通学路における除雪作業については、従前から保護者や地域の皆様に御協力をお願いし実施いただいております。先般1月25日に大雪に見舞われた際も、地域の方々の御協力により、通学歩道を除雪いただきました。

一方で、令和3年度の記録的豪雪においては、歩道内の除雪が間に合わず、児童生徒がやむを得ず車道を歩く状況が想定されたことから、子どもたちの安全確保のため、町職員等により人力で除雪作業を行ったこともございます。

学校や行政の力だけで通学路全体の除雪対策は極めて困難であるため、地域ぐるみで子どもたちの通学路の除雪対策を実施できるよう、引き続きの地域の皆様に御協力をお願いしながら、状況に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 状況に応じて、地域の人の協力も当然必要だしされてるんですが、だんだん高齢化の中で、なかなか気持ちはあっても地域も協力がしにくくなってるといって、どうしても車道が優先されています。歩道をどう除雪を確保していくかというのは非常に大事な問題になってます。ただ、状況に合わせてということではなくて、建設課に、そうしたもんで全体としてどのように見ているのか、今後の進め方についても答弁を頂いておきます。道路課のほうで結構です。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁いたします。

車道は道路側溝も含めて道路敷きということで、現在、車道を中心に、当課のほうでは町内の主要道路の除雪を行っております。辰己議員おっしゃられるように、歩道

も当然大事な道路敷きということで必要になってくると思いますが、今ほど教育次長も申し上げたとおり、歩道の除雪につきましては、やはり地域の皆様の御協力や町、また教員の皆様も積極的に除雪を頂いておりますので、そうした方々と今後も引き続き連携を取りながら、高齢化社会等も見据えました状況の変化に応じて、またその都度、どういった対策、対応が必要かというのもしっかりと考えながら、また対応のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 以上で、13番、辰己 保君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。再開を10時40分とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小菅久宣君

○議長（村田 定君） 次に2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。一般質問させていただきます。

持続可能な農村への施策の必要性というところで、農村環境維持管理システム、地主に不安心配をかけない政策、緊急対策の事業の必要性というところ、また、町の公共事業、進捗状況、春の作業に及ぼす影響、町道長野外周道路3号線の影響、説明会についてお尋ね、管理者である耕作者の情報提供というところと、異次元なる子ども支援、町子ども子育て支援というところで一問一答で質問させていただきます。

持続可能な農村への施策の必要性、農村環境維持管理システム。

12月議会にも質問させていただきましたが、再度お尋ねします。農村環境維持発展には、耕作することにより農産物の生産活動において環境保全が成り立つ、大規模経営、家族経営農家、小規模、集落営農等、多様な規模の農業者が土を耕し作物を作る、農産物の生産につながり農地の保全が保たれることが大事で、荒廃させないことが持続可能な地域環境の持続、維持、発展につながります。

コロナ禍や世界情勢の紛争、貿易での円安の影響を受け、流通の低迷や生産資材の高騰の影響を受け、国産農産物への価格転換できない状態では、今日の農業は成り立

たない状況です。今や、農業は生業でない利益の出ない業態で、担い手と言われながら、農地の保全団体、集落営農の集まりで人材も高齢化しています。また、認定農家と言えるだけで、経営のやり繰り我慢の状態が続いています。あり得ません。目の前に5年度作が待ったなしで、農地の維持管理作業が来ようとしています。経済活動で収支を合わし、コスト削減の経営には限界があります。営農経済活動をする中で、土地利用型農業は成り立たない業態である。どこに地域環境の維持発展の担保・補償がどこにあるのか。今日の農家数の減少には、施策として導かれた耕作者数の声も少なく、生業でない状態では農村環境の管理は担い手の耕作者に任し、町からの指定管理料の出ない公共事業体になり、全てが耕作者任せの管理状態になっています。

町の農業振興の中で特別緊急事案である、耕作することにより地域の農村環境対策の維持管理をどのような仕組みで、持続可能な将来へのシステムづくり、管理対策を、5年度から次世代への予算措置をどのように反映させるのかお聞かせください。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 御答弁申し上げます。

農村環境は、農作物を生産する農業の継続によって維持をされており、その持続・発展において農地を荒廃させないことが大切であることは、議員御指摘のとおりと捉えております。

今般の燃油や肥料、生産資材の高騰の影響は、その原料の多くを海外に依存する中で長期化が避けられないとして、町では11月に農業用燃油等高騰対策緊急支援補助金を上乘せ助成いたしましたほか、現在も化学肥料低減に取り組む農業者に対し国の肥料高騰対策事業が続けられており、さらに土地改良区水利施設の電気料金を助成して農業者の負担軽減も図っております。

また、農村環境の維持については、町内22の集落でお取組を頂いている農村まるごと保全向上対策組織の広域化を支援することで、地域ぐるみで農地を保全する取組を推進しております。

令和5年度におきましては、人・農地プランの法定化に伴う地域計画を全ての地域で策定する必要がございます。このため、町の担当人材を強化しながら、県、JA、農業委員会など関係機関とともに推進してまいります。集落等で農地ごとに将来の後継者を徹底して話し合っただき、認定農業者だけでなく多様な担い手が農地を有効利用できる仕組みを構築していくところです。

このほか、農業機械や施設を整備し、地域で農地の保全に尽力される集落営農組織に対しては、集落営農条件整備事業補助金を継続いたしますほか、園芸作物を振興するパイプハウス等設置補助金を拡充するなど、地域の農地管理が適切に継続される方を今後関係者と議論してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、副町長のほうから、燃料高騰に対してと土地改良に関しての受水施設の話をちょっとされまして、その中と、それともう1つ、まるごとの保全対策で22集落というところを推進すると、広域化で援助するというところ。これちょっとすみませんが、この3点ですけど、この燃料のことで化学肥料のことは、よそ皆、物価高騰の中でなされているところでありまして、またこの水利施設のこの負担に関しては、地主さん、地権者さんのほうに負担が行ってしもうてるというだけで、これは耕作者に関してはあまりそういう部分に関しては助成という形ではないというふうに私は感じますが、今、高騰されている中で米価が下がっている部分に関しては何もなされていないのが今現状なんです。施策だけ並べただけで、実際の耕作しているところにはあまり影響されていない。この22集落、それ以外のところにはどういう状態になっているのか。22集落に広域化しているという部分はあるんですけど、中身はどうなのかというところについて。そして、人・農地プランの作成なり地域計画について、やりますというふうな形の中で、今スケジュールがどうなっているのかと。集落営農の機械対策に関しては、集落営農だけで、皆の集落営農が手を上げてきたら足らんよという話、全農家に対しては何もないよという話、その辺についての施策はどうなっているのか、ちょっと政策監のほうにお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 御答弁申し上げます。

今ほど副町長が答弁をさせていただきましたとおり、肥料、資材費なり、動力光熱費の高騰に対しましての補助についてのお話があったと思いますが、そのほかに町といたしましても、集落営農条件整備事業補助金でありますとか、パイプハウス補助金というようなどころについて別途補助もさせていただいているようなどころでございます。土地改良に関しましても、電気代の補助等もさせていただいているというようなどころで、今後も皆様のお声を聞かせていただきながら、各機関と協力をさせてい

ただいで連携させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。今、政策監のほうから、副町長がおっしゃられたことを丸々同じような話でされたのであって、私の言ってるのは、耕作者に対して米価が下がってどうするのと。みんな、燃料高騰なり肥料高騰なりは、価格を下げますよというところで援助もらってますよ。ほんでまた、集落営農家でも集落営農だけですよというところで終わってますよ。その辺、耕作者に関して、認定農家の個人農家に対しては何もないよと、米価が下がって何もないよというところの考え方をお示してください。

○議長（村田 定君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） お答えいたします。

今、お答えをさせていただいた副町長のなぞったような答弁ということで、大変申し訳ございません。今、問題になっておりますのが、いろいろな混乱をというようなところでございますので、そういったところも勘案して、国産化というようなところで、地で作ったものを地で消費するというようなところも大切であろうかと思っておりますので、そういったところ、米価の変遷も確認させていただきながら、皆さんと協議させていただいて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ちょっと質問を変えます。平成5年、ミニマムアクセス、輸入米を入れるという話になりました。国の事業で、滋賀県は集落営農を推進し、町も推進してきました。現在も集落営農組織に、地域の向上心と集落組織の構築に邁進し、夢を描ききらめいたような感じがします。前を見ることで夢を見たという感じが、当時の集落営農を組織された方の思いやったかと思えます。当時、米が2万円米価のとき、特に5年度は不作で6万円で売ったという話も聞きますが、もう30年かかって米価が下がり、米価1万2,000円から1万4,000円の乱高下しながら、今や1万円です。物価の高騰、また食料補償ということ言われながらも、これまで地域農業を用い、集落内での地域の維持管理を維持管理団体としてきましたが、これではやっぱり一生懸命やってきた中で、歳を取って、また集落営農をここまで育ててきて次どうするんやと。また、担い手をここまで育ててきた、特に認定農家

と言われて、また集落営農をつくるんやという形をつくってここまでやってきた、30年間の米価の下落の中でやってきた中での今の状態ですよ。次どうするかというところで、何せ米価が下がることによってどこまで下がるのと。今1万円やというて5,000円になったあっても、まだ頑張れよということになんのか。こんなん、これは愛荘町だけの問題やないんですけど、身近な愛荘町が先頭に立って、身近なここがやらないことにはどうしようもならない。経営の中で農地の維持管理が保たれるというのが一番大事なんですけど、収入と支出差引きしたらどうなんのという話に今度なってくるんですよ。そこが合わないと誰もしない。後継者も育たない。その辺について話を今してるので、担当課のほうから詳しい話、現実の話をお願いします。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 御答弁申し上げます。

農家の皆様、特に担い手、その経営を拡大しようとしている中でも、収支のバランスでどうしてもできないというところのお困りのお声というのは、私どものほうでも伺っております。農地の維持、そして農村の機能の維持という点では、担い手、そして非担い手にかかわらず、農家の皆様のその活動が継続されることこそが大事だということも承知しております。農地の維持だけで申しますと、集落そのもので、大変耕作者、農業に関わる方、減ってまいりまして、農業離れというところが進んでいます。その中で担い手を助ける仕組みとしまして、まるごとの保全対策などそうしたところで、非担い手の方に農業を主業としない方にも手伝っていただくというところで私たちも進めておるところでございますが、その耕作者が経営を維持していこうとする取組には、大きくは国の経営所得安定対策が主体となって動いているものでございます。今般の米価の下落につきましては国際情勢のその変化に基づくものでございまして、国策として動きが大きくございました。

小菅議員は身近な町のほうでそれを救っていく術をということで、私どももさきの副町長の申し上げたような事業を昨年度組み立ててやってまいりまして、農家の皆様に上乘せ支援をするというところまではやっております。その中で特に影響が大きいのが、やはり大きな農地を集積いただいている担い手農業者でございました。そこを中心に働きかけたというところでは、その効果は大きかったものであろうと思います。全体の農業者の中のたった1割の担い手農業者の方ですけども、愛荘町の農地の7割以上を耕作いただいております、その方々に中心的に集中的にそうした対策が行わ

れたというのが国の施策。小菅議員おっしゃるのは、そのほかにもたくさんの農業者がいらっしゃる、その中にもっと救いをということじゃないかなというところを私たちもひしと感じております。まずはその経営所得安定対策の中で、米価にその下落というところを影響を受けにくいように、その事前契約でありますとか、リノベーション事業による必ず出荷先があるようにというところで、新市場の開拓といったところを中心にこちらのほうでも対策を取ってまいりましたのが昨年度からの取組でございます。また、収入保険などの取組というのも今後進めてまいるところでございますので、その辺を御理解いただきたいと存じます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。経営所得安定対策、要は米だけじゃないよと、要するに再生協議会の中での米、麦、大豆なりリノベーション事業の輸出米、飼料米等々をやりなさいよと、それは皆やってるんですよ。それはもう皆分かってることなんですよ。もう事業に取り組んでることなんですよ。けど、どうしてもその米、麦、大豆等々、経営所得安定対策の中でできない農地、この経営所得安定対策の中で全農地、愛荘町全部したらええんやかという話にもなったら、そのまま所得上がるかもしれません。けど、できる農地とできない農地があるんですよ。要するに、田んぼしかできない農地、リノベーション事業の輸出米いうたかて、もう枠があるんですよ。これ以上の枠超えて出せないんですよ。事業を並べてるだけでは、できない部分がいっぱいあるんですよ、取りにいつたかても。そのことに対して意見を言ってるのであって、この事業の並べているところを答弁してもらうものではなくて、これは分かってる話であって、それ以上のことを私はいかんと駄目ですよということ言ってるので、よろしく願いいたします。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 議員おっしゃるとおり、その取組というのが身近な町で行われるというところが大切というところで理解をさせていただきました。また今後の事業には生かしていきたいと存じます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ほんまにこれ考えていかないことには、皆、この国の事業ばかり引っ張ってるようなことでは駄目なんです。国の事業というのは、よその市町、県がやってるところをちょいと拾うてきて、これええよというよ

うな形で広げてくるんですよ。農遊倶楽部という組織の中で、各職員さんらと愛荘町のまた昔、受託者部会という中で、いろんな各県市町に研修に行きました。そのときの事業が、全部、これ今、国の事業になってるなというのが私の実感です。

次の質問に入ります。地主に不安心配をかけない施策。

集落営農組織・認定農家の担い手、耕作者が行き詰まれば、必ず地主地権者に影響が出てきます。愛荘町は農村集落である。地域や愛荘町の問題される前に、現在耕作している多様な規模の農業者のところに責任問題化されます。依頼されたときの話が違くと、耕作者は全責任を覆いかぶる時代の流れ、米価の下落、物価の高騰、世界情勢、貿易での円安、また耕作者の高齢化による継承の問題、農地の管理不足、またそれに伴う経営での支払い、農用地施設（農道・用排水路）の管理等、次に集積どころか農地の貸しはがし等になります。人・農地プラン（地域計画）パイプライン化、基盤整備事業にも大きく影響してきます。

多様な担い手がしっかりと農業経営ができるように願いたい。町の農業施策の現場をどう認識されているのか、お考えをお聞かせください。町の施策を執行部よりお示ししていただき、耕作者に任せれば安心できる、地権者に心配をかけない施策をお聞かせください。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 御答弁申し上げます。

農業施策の現場状況の認識や地権者に安心した政策ということで、国を挙げた農業の構造改革の成果によりまして、大規模農業者が担い手としまして経営を拡大していく一方で、中小規模農業者の離農が加速しておりまして、いずれの地域でも農業離れが進んでおります。加えて、その担い手農業者におきましても集落営農組織など高齢化が進行し、広大な農地を数少ない農業者に任せるだけでは豊かな農村環境を維持できなくなっていると感じております。

また、現在、基盤が整っている水田は多くが担い手に集積されましたが、条件が不利な中山間地域や基盤が未整備の農地は受け手が不足する事態になっております。今後、国においても担い手の経営を強化し、経営継承や次世代農業者の育成を進めるとともに、耕作放棄地が発生しないよう、経営の主体は認定農業者を基本としつつも、多様な農業者を確保・育成しようとしており、昨年度見直した町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想でも、地域の実情に合わせた多様な担い手の育成をう

たっております。

令和5年度からは、人・農地プランの法定化に伴う地域計画の策定のため、将来の農業の後継者を話し合う集落座談会を開催し、認定農業者や集落営農組織に加え、個人農家や兼業農家など多様な担い手が農地を有効利用できる仕組みを地域ごとに考えていくよう法律が改正されました。

しかしながら、多様な担い手が安定して農業経営を行うためには、地域と農業者が一体になって農作物の生産や農地・農村環境の保全を考え、実現に向かっていくことが必要です。

地域計画の策定や基盤整備事業を計画していく過程で、集落内の農地を誰に任せればよいのか、将来の農業・農村の在り方を話し合い、地域が主体的に農地・農業に関わる機運が醸成できましたら、地主と耕作者が互いに安心できる農業経営が実現できるものと考えます。

以上です。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、地主と耕作者がお互いが安心できるというような話、地主は任せたらしまいなんです。安心できるというのは、耕作してくれはったら安心できるんです。その辺をいかにここ、行政が執行部のほうから、お互いが安心できる経営が実現できるというところ、耕作者に任せたらしまいなような現実の中で、人・農地プランの作成とか地域計画とかいう部分をどのような形で地権者と話し合っていくのかと。まだ集落によっては耕作してない集落もありますよ。そこ皆、担い手が入っていく中で、どういうふうなまとめ方をするのか。人・農地プラン、地域計画のスケジュールなりできてたら、これからなのか、その辺について担当課をお願いします。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） まず、今ほど申し上げました人・農地プランの法定化に伴う地域計画でございます。国が示した策定のスケジュールは、令和5年度、そして6年度と、6年度末までの2年間で全ての地域でその計画を策定するということを求めています。求めの対象は市町村ということになっておりまして、町のほうで進める必要がございます。また、その推進に当たりましては、地域に入っていく農業者の代表としまして農業委員会、そして農業委員というところが主体になって、その

地域ごとの将来誰に担い手になっていただくか、誰が農地を守るかというところを話し合いを進めていくという、そういう手順になっております。取りかかりの具体的なスケジュールにつきましては、これからこの3月のうちに推進会議というものを庁内で設置いたしまして、その推進会議の中で関係者が寄りまして、農業委員会、そして県、農協、中間管理機構、そして農業者というところで組織したその会議の中でスケジュールを決めていくということになります。1つは人・農地プランというところがベースになりますので、その人・農地プランが策定されているところ、現在、実質化されているところにつきましては、そちらをベースに進めていく。ただ、ないところ、議員おっしゃいました担い手がまだ入っておられないところにつきましても、農業者の離農もしくは新しい後継者がいないということが発生するおそれがありますので、そうしたところには地域で10年後、20年後、どなたが耕作を続けておられるかというところを地域の中で共有していただく、その作業が必要となると思います。その作業を手伝うといえますか、その仕組みの中で助けになりますのが目標地図というものでございまして、これを地域計画の中で幾つかの地域に分けて地図を作っていく、こうしたところで先ほど申しました人材の加配があるというところで、体制強化しながらその地域とともに進めていこうとしているものでございます。

現在のところでスケジュールで申し上げられるのが以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、農業委員会という話も言われました。これ12月議会のときにも同じような話をさせてもろうてるんですけど、私も農業委員でありまして、そういう話も農業委員会の中で会する度に話をさせてもうてます。けど、農業委員会の中で農業委員会会長は、「そなんまだ聞いてないよ」という話。ここまで言うてるんやったら、もう農業委員会の会長に話まで行って、話がそこそここうなりますよと農業委員会の中でもちっとは話が出るはずなんですけど出ていないということは、その進捗状況は今どんな考えなんですか。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 農業委員会につきましては、県の農業経営の主幹課、そして農業会議という県の組織のほうから情報が下りてきておりますが、おっしゃるとおり不十分でございます。これから農業委員、そして農業委員会の皆様に説明を兼ねた研修会を開いていきまして、その地域の実情を確認しながら進めていこうとして

いるところでございます。その情報の多くは、今、農業会議のほうで整理をされてお
りまして、各地域農業委員会に下ろされていこうというところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） これからこれからというて、この議会の中なり、それとなく
委員会の中でしゃべってるのに、何も進んでないという話を今確認したところです。

次の質問にします。先ほどミニマムアクセスの話もさせていただきました。集落営農
ができてきたという話もさせていただきました。その農政の導きで認定制度ができた
。愛荘町では、愛知川町時代、平成11年から17年、7年間愛荘町農遊倶楽部と
いうのを組織されました。愛荘町になり18年から約18年間かな、私の記憶どうか
知らんけど、農遊倶楽部が組織され、農業フェスタの開催なり、幼児、保育園児の5
歳児のサツマイモ植え、収穫体験、商工会のイベント参加、また学校給食への食材へ
の供与、また、この4年度のエール米への事業参加なり、また先ほども話しましたよ
うに農業、行政、JA合同の研修会、いろいろあちこち回った中での研修をいろいろ
させていただきました。これが皆、町のためであり、消費者住民との触れ合いであり、
組織との相互のつながり、関係づくり、組織の向上。農遊倶楽部という組織ができて
こういう形になっています。その認定農家の集まりの7割の面積が農家1団体となっ
ている。この危機的な状態をどうするの、見捨てるのという話をずっとこれ私させて
もうてます。そこ、どうするんですかと。継承なり、この経営の行き詰まりなり、そ
の部分これからどうしていくのか。先ほどの施策の中だけではいけないよというこ
とを話ししてるんです。その部分について、もう一遍担当課からお願いします。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 地域の農業者さんの経営継承につきましては、当課
だけではなく県、農協においてもその対策が今、進められており、その課題という意
識は日増しに高まっております。滋賀県農産普及課、これは地域農産普及課ですけど
も、そちらに行っても、今年度、来年度のその計画の中に、今、経営を継承、交代し
ようとしておられる農業者を中心的にパイロット的に訪問しまして、継承がスムーズ
に動くようにということで、今その取組を進めておるところでございます。そうした
ところの話合いの中に私たちも入っていきまして、その継承がスムーズにいくように
進めたい。一方で、その継承というのはその場になってから動くものではなく、かな

り時間を要するものでございますので、この次代の担い手がないというところで把握できている経営体につきましては、早くから私どものほうでもその後継者を指名いただくように、集落営農につきましても同じく取組がございまして、集落営農というのはその農業者の集まりでございますが、幾ら人数がたくさんオペレーターがいらっしゃっても、経営がうまく継承できるとは限りません。そのために経営を明らかに譲れる方、役員、経営者、そういったものを育てるというところを早くから取組いただくように促しているところでございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。促しているところ、これからですという話ばかりですけど、今、愛荘町農遊倶楽部として、農遊倶楽部、認定農家の集まりは副町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 御答弁いたします。

農遊倶楽部は、町内の認定農業者はじめ、担っていただいている皆様の集まりというふうに承知をしておりますので、町内の農業を担う大変大事な組織であるというふうに認識をしております。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。そういう大事な組織が、今、危機的な状態になってるという状態なんです。そこを何とか底辺を支えてくださいという話をしてるんです。

次の質問に行きます。緊急対策の事業の必要性ということです。

今日の農業については、個人農家の経営が行き詰まり、集落営農組織をつくり、個人農家、認定農家をお願いするスケールメリットを持った形で農地を集積し、持続し、価格の下落の影響を受けながら、自らの経営努力、規模に応じた経営での機械投資、設備投資を繰り返しながら今日まで来ました。

近年の状況下の自体において、3年から4年もあまり変わらない米価の状態で、生産者価格がキヌヒカリで1万円を切ると、経営のひずみが出ている。緊急対応を講じないと危ない。まして、資材、機械等の高騰の影響を受ける限り、危機的な状態が問題化している。国・県にも要請しながら、地の厚い愛荘町がスピード感を持った緊急対策が必要で対処すべきであると思うので、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。小菅議員はいつも農政に向けて、本当に課題意識を持ってお取組を頂いております。本当にありがとうございます。質問を拝聴しながら、農業を取り巻く環境、また昨今ですといろいろな酪農の北海道の方々の牛乳がなかなか難しい、でも牛たちをしっかりと育てていかなきゃいけないというところもあるしという、本当に苦境の中において、牛乳であったり肉であったりということの報道もなされておりますけれども、本当に現場を守ってしっかりやっというところでの皆さんのいろいろな御苦労ということに、本当に心からの敬意も示しますし、御質問もありがとうございます。

当町において、農地の保全と農家の皆様の生活活動は不可分であると考えておりますが、近年の米価下落と原油、肥料、飼料高騰は、期待される農地維持の働きを抑制するばかりか、農業経営の継続にまで影響を及ぼしていると感じています。

農業経営は生産の対価で成り立つのが本来の姿だと思いますが、機械や施設の整備、人件費など固定経費が大きな負担となりながらも、そのコストを農産物の販売価格に転嫁しにくいことが課題でありました。そこで、今日の物価高騰が更に追い打ちをかけたと認識しています。

今年度、当町では販売価格の低下など、農業者の経営努力では避けられないリスクの備えとなる収入保険の保険料負担を助成しており、国庫補助も加えて幅広い対象の収入減少を有利に保障する収入保険の加入を促進しています。

また、さきの答弁で副町長が触れましたが、当町では燃油高騰の対策についても助成金を基準額に上乗せして交付したほか、国が肥料高騰対策で次期施策に向けた対策を続けています。

ただ、さきに申し上げましたように、農産物の価格は生産者がきちんと決められることが大切と考えますので、食料の国内生産を本格化し、コストの上昇分を農産物の価格へ適切に反映できる流通構造の改革を関係機関とともに国へ求めながら、町の農業再生協議会における事前契約や複数年計画、新たな市場を開拓する水田リノベーション事業の推進など、米をはじめとする地域農産物の市場拡大によって農家の経営安定を図る取組を着実に行ってまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。今も、この収入保険制度の利用補償

を促すと、5年度の予算の中に何ページにそれが書かれているのか、ちょっとお知らせください。

○議長（村田 定君） 今の小菅久宣君の質問は5年度の予算ですので、また予算委員会でよろしくお願ひしたいと思ひます。農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 5年度の予算ということで今回の答弁は控えさせていただきますが、今、答弁の中で申し上げた収入保険の加入促進の制度は4年度の事業でございまして、その補正事業で上げたものでございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 5年度の事業はまだということで、4年度に上げたということで聞き覚えておきます。

ちょっと聞きたいんですけど、愛荘町の10アールの収穫、反収なり、また1反からどれだけ上がるのかと、もう1つ、経費はどれだけかかっているのかと、担当課としてどのように認識されているのかお聞かせください。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 現在の愛荘町の令和4年度におきます水稻の反収につきましては527キロ、令和5年度につきましては528キロということで報告がございまして、その中で、水稻におきましては、主食用米が中心になりますが、販売金額につきましては、今、別に持っておりますのが令和3年度一等ということで1反辺り9万3,280円、これに対して経費につきましては、およそ資材費等々で3万9,439円ということになってございます。差引きしますと、利益については5万3,841円というところで報告を受けております。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、3年度の話で5万円上がると、資材費はどこまで資材費か、機械代も皆入っているんですか。

○議長（村田 定君） 農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 今申し上げましたのは、あくまでその数字に含まれる資材費でございまして、機械費、また建物等の固定資産費は入っておりません。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 肥料、農薬、除草剤等ぐらいかなというふうに思ひます。営農組合で使われている機械でも、トラクターで約700万円、800万円、コンバイ

ンで1,000万円超えていますよ。田植機でも500万円ぐらいしっかりします。でも、減価償却したかても絶対合わないんですよ。それでも何とかやれというような形を、敬意を表しますという形で終わるんですか。

○議長（村田 定君） 答弁。農林振興課長。

○農林振興課長（山本拓也君） 水稻におきましては、おおよそその農機具費、そして固定資産費が3分の1、そして農業経営におきまして大きな課題になります人件費も、恐らくは3分の1というところがよく言われるところでございます。それだけの経費が固定的にかかるというところで、私どももその予算におきまして、限られた予算の中でそうした農機具への支援というところは、集落営農の対象ではございますが、継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、担当課がちょっと困ってるところ辺で、何とも発言しようがないからあんな形になってんのかと思いますけど、要するに採算が合わないということで今これになってるんです。機械代は入ってないし、集落営農だけは3分の1補助をする、最高額200万円というところ、個人農家には何もないというところ、その辺について、町長、どう収支を合わせていくのか、ちょっとお考えをお願いします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） その収支をどのように有村は合わせるのかということでお問いを頂きますけれども、なかなか実際に私が農業に携わって耕作をしているということでないもので、なかなかこれが解じゃないでしょうかということをお願いするというのは本当に難しいというように思うものでございます。様々、その収入補償等々ということで、公的な支援と、公的というかそういうような支援の枠ということは当然あるんですけども、それでも厳しいという状況を今お教えを頂いていると、改めてここで御意見を頂いているということでございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。状況は状況で敬意を表するだけで、いつもそういう話で終わる。その分、町長としてトップダウンで決断してほしいんです。そういう中のこれからの愛荘町の農村集落を維持管理していく最低の構築システムをつ

くり上げていくという部分が大事で、それをお願いして次の質問にまいります。

まちの公共事業、進捗状況春作業の及ぼす影響は。

建設下水道課が行う各事業の整備区間での進捗状況や事業の予算措置でしか進まない状況が理解できません。何が障害になっているのか、また町の予算措置の考え方、方針、スケジュール等をお尋ねします。

神郷彦根線等で各事業での公共事業が行われ、農地周辺で5年作を耕作する上での農業者への耕作上の影響はないのか、神郷彦根線での説明会ではいろいろといざこざがありました。用地買収が完了しているところの図面だけの説明で、工事の内容は詳細なところは分からず、農地の管理作業をする側に立った立場で考えていない。質問意見が出た後にもう少し詳細な図面が出され、詳しく見ると、用水も排水も同じ水路側にある、あり得ない詳細図面でした。県が行う事業ですので、地域の窓口である担当課において事前に説明会を聞く打合せがなかったのか、どのような形で理解を求めるとお尋ねいたします。担当課、お願いします。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁申し上げます。

県道神郷彦根線整備事業は県が事業主体で実施されており、本年1月14日に長野西自治会、2月9日には川原自治会対象に工事説明会が開催されました。その中で、工程表の共有や仮畦畔設置に係る詳細な時期などについて説明がありました。長野西での説明会においては、今までの工事進捗が情報共有されていなかったことや、関係資料の用意がされておらず口頭のみ説明であったことに対し、事業主体者に多数のお叱りや御意見がございました。川原自治会では、前回の御意見を参考に関係資料が配布され、特に問題なく終えられています。

県事業に係る地元窓口である町に事前説明などの打合せがなかったのかにつきましては、説明会などの日程調整は従来から町を通じて区長様へ確認しています。また、日程に余裕がある事業については、町の意向なども事前に確認いただき、地元自治会や関係者へ説明や協議をしておられます。今回の工事説明については日程に余裕がなく急な開催であったため、詳細な説明や資料の提示がありませんでした。

しかし、県、町の公共事業は、いずれも地元の地域の皆様の御理解や御協力の上に成り立っているものでございます。このことから、今後の県事業におきましては県と町で十分な事前協議を行った上で、地元の皆様ともしっかりと情報共有を行い工事が

実施できますよう、町としても取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。時間ないですけど、しっかりとした説明会になるようお願いいたします。区に説明会をとということでなしに、区から説明会に何人誰をどうやこうやという話までせんことには、区長さんだけに言うただけでは区長さんの負担が大きいです。皆、区長さんの責任になると思いますので、区長さんに何をしっかり伝えるんや、誰を呼んでくれるんやというところまで言わんことには、そこまで区長さんは頭回ってないと思いますので、呼んでくださいと言われてたら、呼んでくださいの人しか来ませんので、その辺よろしくお願いします。

○議長（村田 定君） 答弁。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 区長さんのほうにしっかりとお伝えをさせていただいて、誰を呼んでいただくとか、そういったところは今後しっかりと共有しながら、説明会の開催につなげていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。次に移ります。町道長野外周道路の影響はというところです。

町道長野外周道路の工事の進捗は、予算措置の工事になっています。下流の水路につながる手前で工事をストップし、あとは来年度の工事に回されます。もう少しつなければ仮設工事也不要なのに、また下流の農地には大まかではありますが、6町あり、農地に水が十分送水されるか問題になるような、耕作者に不安・心配をかけるような中途半端なところで止める予算措置工事です。道路工事区間の事業だけで、地権者への説明、下流農地耕作者にも説明意見等の必要性はないのか、地域での送水計画があり、春の代かき作業、夏の高温時の入水時、水の入るとき効率よく水管理ができないと、作業が滞り地域の送水計画にマッチしない影響が出てきます。4月より米づくり5年作のトラクター作業が始まり、工事の及ぼす影響が5年作の農作業に影響はどのように対処されるかお尋ね申し上げます。担当課、お願いします。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁申し上げます。

町道長野外周道路は、地元からの要望により、平成29年度から毎年道路整備を行い、3号線につきましては、今年度、長野東区域内で施工しています。長野東自治会では、外周道路建設委員会を設立されており、町では工事毎に建設委員会関係者、地権者の皆様に、工事区間や施工時期、施工方法などの事前説明を行い、御理解や御協力を賜りながら施工を行っています。なお、この建設委員会には農業組合長様、水利組合長様も加わっておられ、説明会に出席を頂いているところでございます。また、地権者の方から耕作者へも周知いただくようお願いし工事を進めてまいりました。

議員御指摘の、下流水路へつながる手前で工事をストップし次年度に工事を実施させていただく点につきましては、工事予算内での施工延長としておりますため、下流の水路をつなぐ区間までは今回の施工範囲とならなかったものですが、この点についてはあらかじめ建設委員会へお諮りをしております。

しかしながら、4月からの農作業で水管理に支障が出ないように、新設水路と既設水路を結ぶ必要最小限の仮設工事を実施し、当初計画のとおり下流の水路まで送水できるよう対処いたします。

引き続き、工事に係る情報共有について留意し、関係者の皆様や農林振興課とも連携を図り取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。次に行きます。説明会についてお尋ねします。

5年作を考える上で、1年前から営農計画が進んでいます。前もつての準備段階、段取りであります。工事については、工事期間中も農作業が進められるよう、お互いが地域耕作管理者も協力すると思いますが、地権者への用地買収業務での地権者の権利部分は事務的手続の中で用地買収の説明がなされていますが、農地の管理耕作を頼まれている管理人のほうには説明がないのが現実です。昨年3月議会、12月議会にも工事についてお尋ねし、詳しい説明会をお尋ねしたところではありますが、長野外周道路3号線は管理人にも一言もなしで工事に入る、公的な機関で農地の権利設定されている中間管理機構にも事務手続されているのに、農地に工事機械が入り、地域の人からの電話があり、次の日の朝見に行くと、作物や地権者の畦畔の杭まで分からない状態、このような公共事業が通るのか。ほかにも、今まで管理人である耕作者に説明も

なしでこのような実態で進めてきたのかお尋ね申し上げます。担当課お願いします。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 答弁申し上げます。

公共工事におきましては、道路拡幅などにより拡幅する用地が必要な場合、地権者と交渉を行い、用地買収した後、工事を実施しております。また、用地買収に係る各種手続も事業主体で行い、地権者の方が負担に感じられないよう取り組んでおります。

議員御指摘の耕作者に対する工事内容の説明につきましては、従来、地権者や建設委員会など関係者の皆様から耕作者へお伝えしていただけるものと想定しており、先ほども答弁しましたとおり、引き続き工事に係る情報共有に留意し、関係者の皆様、中間管理機構、農林振興課とも連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。地権者、集落、区長、選出委員会と言うたかても、ほんまにそこの説明会にお願いしますと、耕作者さんとも言わない限り、そこが抜けてると一番困るというのがそこなんです。だからこういう状態になったんですけど、それに対してどうですやろう。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 繰り返しになりますが、長野外周道路3号線については、従来から地権者や建設委員会関係者を通じ耕作者へ周知をしまいつてきました。長野東地先での長野外周道路3号線の整備は、平成29年度から施工してまいりました。現在まで、耕作者の皆様から説明がなされていないというお声はいただいておりませんでした。引き続き、従来から連携します関係者の皆様をはじめ、繰り返しになりますが、中間管理機構、農林振興課とも情報共有を行い、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） まいりますじゃなくて、やっぱりその中でしっかり耕作者のほうにも伝えてもらうということが大事で、今もう70%以上が耕作者、担い手によっている以上、この地権者、集落というよりも、直接そういうふうに願いたいかなと思いますので、よろしくお願いいたしまして、答弁お願いします。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 次に行きます。管理者である耕作者に情報提供。

我が町の農村集落であるこの実態、これだけ社会環境が変わり、農地の集積が担い手、集落営農、認定農家等に7割が集積されております。管理耕作されている、「地主は任したるで」で終わってしまいます。農地は耕作することで維持管理が保たれ、地域環境が守られ次世代につなぐ、そのことが理解され行政サービスに当たるのだと思います。実態はどうか。農地は用地買収により面積が減り、管理者である耕作者に情報提供されるのか、実態はどうなのか。事業を実行する側をお尋ねいたします。担当課、お願いします。

○議長（村田 定君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 小菅議員におかれましては、日頃から町の農業に関する実態や現状を細やかに把握いただいております。今回、公共事業により農地面積が減少した情報が、管理者である耕作者に情報提供されていないとの御質問を頂きました。

基本は地主と耕作者の間で情報共有されるものとの認識であります。先ほどの担当課長が答弁いたしましたとおり、引き続き関係者の皆様と連携を図り、耕作者への配慮にも努めてまいります。

また、事業を実行する側の考えにつきましては、公共事業は地域の皆様の御理解、御協力を賜りながら進めていくことが大変肝要であると考えます。その過程において、地権者をはじめ、耕作者、地域の皆様、関係者、そして事業主体である町や施工業者が共通認識のもと、工事がスムーズに進んでいくことが望ましいと考えております。

農地に係る公共事業におきましては、管理されます耕作者の思いもお聞かせをいただきながら、事業が円滑に実施できますようしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○議長（村田 定君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。12月議会の際に、今、広報が流れているんですけど、広報に地権者から耕作者のほうにお伝えしますというような広報の記事があったんですけど、今のこの話をちょっとまとめさせてもらおうと、しっかりと訂

正文を打ってもらいたいかなと思います。

次に行きます。異次元なる子ども支援。国のほうでは少子化対策というふうな形、まちの子ども子育て支援。

少子化で日本の人口が減少し、購買力の低下につながり、産業が衰退し伸びる要素が暗い。町の人口が減少しても愛荘町の農村集落の面積は変わらない。町や地域環境の維持管理に人が関わらなくてはならない。様々な形で人材育成、子ども支援がなされなくては、次世代への継承にも影響します。

国は、異次元なる子ども支援に乗り出し、いろんな施策を打ち出そうとしています。町の子ども支援についての状況はどうなっているのか。町行政が行う社会が支援する家庭・地域が育てる町の子どもを育てる充実度は、4年度、5年度とどのように施策が移り変わるのか。多くの住民が分かりやすい説明で、子ども支援の状況がどのようになるのかお尋ねします。また、町が子ども支援するには、下記のほかどのようになっているのか。

男女が婚姻し、子どもが生まれる結婚から始まります。町の婚姻世帯の近年の数は増減は伸びているのか。家庭での子どもの兄弟姉妹が少ないのか、一人っ子が多いのか。

生活が大変で共働き家庭の育児が大変なのか。保育園への応募入園数多数で待機で入れないのか。

社会が物すごいスピードで変わり、忙しくて仕事が面白くて、触れ合いのきっかけ、男女の出会いのきっかけがないのか。町の触れ合いの場、きっかけづくりのイベントの事業の開催はどうなのか。

何が問題でどのように考えるのか、町のお考えをお聞かせください。政策監、お願いします。

○議長（村田 定君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） 御答弁申し上げます。

はじめに、近年の婚姻世帯数と家庭における子どもの数についてお答えをさせていただきます。

婚姻世帯数は、愛荘町に本籍のある方の婚姻届けの件数しか把握ができませんが、過去5年間の状況を見ますと、平成29年度241件、平成30年度233件、令和元年度273件、令和2年度231件、令和3年度265件という状況でございます。

また、家庭における子どもの数や一人っ子につきましては、住民基本台帳では子どもが2人いても1人が18歳に到達すれば、その世帯に子どもは1人になるなど、年齢での判断が難しいことから数値としては把握はしておりませんが、児童手当支給対象児童の中学生以下の数では、子ども1人世帯は285世帯、2人以上世帯は1,370世帯となっており、子ども1人世帯のほうが少ない状況でございます。

保育園の入園数と待機につきましては、令和5年2月末現在497人の入所で、申込み期間外に申請された方3人が待機となっております。令和5年度の申込みにつきましては504人の入所決定をさせていただき、待機についてはまだ取下げ等ある中で確定はいたしていません。

また、出会いの場についてでございますが、現在、町では実施はいたしていませんけれども、令和4年度から県が実施している、しが出会いサポート地域連携推進事業のしが結をお知らせいたしております。

また、議員の御質問にありました子ども支援の状況でございますが、国では次元の異なる少子化対策について検討を進めておられます。児童手当などの経済的支援の強化、学童保育所や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、働き方改革の推進を柱としております。

今後、具体的な施策が示された後に、町においても新たな取組の検討を行うことになろうかと思いますが、町では今日までに民間保育所を含めた保育所の施設改修による定員の拡充、幼稚園の預かり保育の開始、学童保育所の増設による待機児童解消、子育て家庭の支援拠点である子育て支援センターの開設、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとしてすこやか子育て応援事業の実施、妊娠期から子育て期にかけての伴走型相談支援の事業、児童虐待の相談対応などに取り組んでまいりました。

国では、各市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う子ども家庭センターの設置に努めることとしております。このセンターは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援につなげるマネジメント等を行うものでございます。

町では、今後、子ども家庭センターの設置に向けて、先ほど述べました既に町で実施している子育てサービスや民間や地域の資源を活用しながら、必要な子育て支援を必要なときに提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 以上で、2番、小菅久宣君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩をします。再開は13時、1時から行いますのでお願いをいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

◇ 河村善一君

○議長（村田 定君） 次に、10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） これから、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3問について一般質問させていただきます。1つ目は若年無業者、ひきこもりについて、2つ目は子宮頸がんのワクチンについて、3つ目は愛荘町福祉コミュニティ親の会の設立を目指してということで質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1つ目、若年無業者、ひきこもりについて。

内閣府がホームページで紹介している若年無業者、フリーター、ひきこもり、平成26年の子ども・若者白書によりますけれども、若年無業者15歳から34歳で、家事も通学もしていない者の数は、平成25年は60万人で、年齢階級別に見ますと、15歳から19歳が9万人、20歳から24歳が15万人、25歳から29歳が17万人、30歳から34歳が18万人となっています。

このときの愛荘町の現状はどうであったかをお尋ねいたします。この内閣府のホームページのデータは、ほぼ10年前の平成26年の子ども・若者白書によるものですが、今の現状はどうなっているか、愛荘町の現状も併せてお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁させていただきます。

議員御紹介の平成26年度版子ども・若者白書に掲載されている若年無業者、フリーター、ひきこもりに係る町の統計データはございません。

ひきこもりは表に出にくく、実態把握は困難となっております。また、8050問題という言葉があるように、80代の親と50代の子という関係で社会から孤立した状態に陥るケースなど、問題が複雑化する傾向があります。

また、民生委員等から情報提供を受けた場合でも、御本人や御家族の考えもあり、福祉課サイドからの支援の導入も容易ではありません。

現在持ち合わせているひきこもりに関する直近のデータは、令和4年9月の15、16日に滋賀県社会福祉協議会が実施いたしましたひきこもり一斉電話相談結果でございます。県社協、各市社協等9か所で計10件の相談があり、うち湖東圏域は1件でした。

この数値は、ひきこもりの方が少ないことを意味するのではなく、相談にもつなげられない課題を抱えた方が潜在的におられることを想起させる結果であると捉えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 統計によると、愛荘町もなかなか統計しづらい点もあろうかと思えますし、また表に出てこないがゆえにまた複雑な問題を抱えているのではないかと心配しているところでございます。

質問次に行きます。内閣府は15歳から39歳までの若年層のひきこもりは54万人、40歳から64歳の中高年のひきこもりは61万3,000人、若年と中高年を合わせると115万人のひきこもりがいると推計されています。

このうち、ひきこもりの51%の人がひきこもりの期間が7年以上の長期にわたると答え、30年以上という人も6%おられると言います。

上記の調査は2015年の若年層向けの調査と、2018年の中高年齢者向けの調査であり、それぞれ調査の手法が異なるため明確には言えないものの、単純計算で日本全国のひきこもりの人数はおよそ115万人、100人に1人がひきこもり状態にあると考えられます。

この統計から見ると、愛荘町人口（令和4年12月31日現在）は2万1,333人であるならば、213人程度おられるのではないかという推測はできるのではないかと思います。

一度ひきこもりになったとしても、その後、社会に復帰できる環境を真剣に検討し

ていかなければならないと考えますが、このことについてどう考えておられるか答弁を求めておきたいと思います。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁させていただきます。

ひきこもりになられた方の社会復帰へのアプローチの仕方としては、民間事業所が開催しているサロンへの参加を勧めています。障害者の就労相談、支援としては、圏域で取り組んでいる事業がありますが、全てのひきこもりの方を障害者施策で対応していくものではないため、個別に御本人に合ったサロンを探していくことになります。

サロンでは、レクリエーション等を通じて仲間づくりや居場所づくりを実施されており、家から出るという課題をクリアしていかれます。

次の段階として、もし何らかの障害がおありのようでしたら、手帳の交付を受けていただき、圏域で設置している働き・暮らしコトー支援センターで就労支援を受けていただきます。

注意すべき点は、いかにひきこもりを事前に防ぎ、社会復帰できないところまで長期化させない早期対応の在り方であります。ひきこもりには様々な要因があります。生育歴や家庭環境、学校や職場、地域コミュニティ内での悩みなど、丁寧にひも解きながら、御本人が望まれる環境や姿、将来を伴走型で支援することが大切であると考えます。

町では、福祉課と健康推進課とが連携して、一人一人に寄り添い、長い時間をかけて支援しているケースがあり、地道に取組を進めております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次を質問して、また行きたいと思います。

内閣府が平成22年2月に実施した若者の意識に関する調査（ひきこもり）に関する実態調査があります。15歳から39歳の5,000人を対象として3,287人、65.7%から回答を得たもので、全国の推計数は15歳から39歳人口3,880万人を乗じたものであります。

その中で、統計的には、「普段は家にいる、近所のコンビニなどには出かける」というのが15.3万人、「自室からは出るが家から出ない」というのが3.5万人、「自室からほとんど出ない」4.7万人、狭義のひきこもりが23万6,000人、また「普

段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、この方が46万人、広義のひきこもり合わせて69.6万人ということになります。

そこで、滋賀県のひきこもり支援センターの活動を紹介されているわけですが、愛荘町の現状とその取組について、どのように取り組まれているかお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁させていただきます。

さきの質問で答弁させていただいたとおり、ひきこもりの実態把握は大変難しいため、現状、福祉課といたしましては、相談があれば個別に対応しております。また、健康推進課と連携を図り、訪問指導等を粘り強く丁寧に行っております。

1例として、就労につながった2つのケースを御紹介させていただきますと、昨年4月からお一人はかかりつけの病院から地域生活支援センターを紹介され、そこから就労継続支援A型施設へ、もう1人は、福祉課と社会福祉協議会が関わりを持たせていただき、こちらもA型施設へ通所されることになりました。お二人とも自分からの発信で相談され、就労したいというお気持ちを関係者とともに大切に育てて実った形の事例でございました。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 今は良くなった事例を御紹介いただいたわけですが、ひきこもりという問題、最初のほうでも紹介していただいた8050の問題、これ大変な問題であろうかと思っております。担当課だけで対応できる問題でもないかと思えますし、また全庁的にも取り組んでいただきたいと思っております。

余計に、今現在ひきこもり、あるいは障害者の問題も含めてですが、隠そうということではないだろうと思うんですけれども、どこに相談しに行ったらいいのかと、気軽に相談に行ける、そういう場がなかなか今少ないのではないかなというように考えているわけです。できるだけやはりこのことについては、福祉課あるいはどこどこに相談してくださいよというようなことを積極的に相談しやすいような窓口、あるいは声をかけてくださいよと、電話でもしてくださいよというようなことが必要だろうと思うんですけれども、そういう今現在、窓口は町で持っておられるのか、県になっているのか、滋賀県のひきこもり支援センターというのがあるわけですが、そこ

につないでおられるのか。今の実態についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。

相談につきましては、基本的には町のほうで一旦受けさせていただいて、紹介できる機関がありましたら紹介をさせていただいております。また、直接県のほうにも相談される事例もあるかと思しますので、町と県の2枚看板ということで対応させていただいております。

それと、先ほど河村議員のほうから御紹介がありました内閣府の調査の結果の、コンビニなどには出かけられる、また自分の趣味に関係する用事するときだけ外出するなど、目的があれば外出されるというようなことですので、その目的が生きがいという大きなテーマであればその人の生き方が変わるのではというようなことも思いますので、就労やボランティア活動などいい形で社会参加できるよう、相談支援等できる福祉でありたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） この令和2年当初からのコロナ禍で、余計出にくくなって、余計にひきこもりになりがちであったのではないかなという心配もするわけです。やっと皆さん外に出てもいいんだというようなことになり、出られる環境が整ってきたかと思しますので、そういう人たちにもぜひ声をかけていただいて、相談に乗っていただくようお願いしておきたいと思います。

次、2番目の質問に行きます。子宮頸がんワクチンについてであります。

今報道され話題となっているウイルス感染で起こる子宮頸がんについて、どういうものか説明を求めたいと思います。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 子宮頸がんは子宮の入口にできるがんで、20歳代後半から多く発症し、若い世代、20歳から30歳代に増えています。その主な発症原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によるものです。また、子宮頸がんの95%以上はこのヒトパピローマウイルス（HPV）の感染で、感染経路は性的接触と考えられております。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の質問も兼ねてまた質問します。

何人ぐらいが子宮頸がんになるのか。ワクチンを接種した効果はどうか。一生のうちで子宮頸がんになる人は何人おられて、子宮頸がんで亡くなる人は何人か統計が示されていますけれども、把握されているんだったらお答えいただきたいと思います。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 御答弁申し上げます。

一生のうち、子宮頸がんになる方は1万人当たり132人、子宮頸がんで亡くなる方は1万人当たり34人とされています。

また、日本では毎年1万人以上の女性が子宮頸がんと診断されており、年間2,900人の命が子宮頸がんで奪われています。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、子宮頸がんの95%がヒトパピローマウイルス（HPV）の感染で発症します。

そのため、このヒトパピローマウイルス（HPV）に対して抗体を作るため、ワクチン接種は有効とされています。

子宮頸がんの60から70%を占めているのがヒトパピローマウイルス（HPV）の16型と18型ウイルスの感染であります。現在、使用しておりますHPVワクチンはそのウイルス型に対応したワクチンでありますので、繰り返しにはなりますけれども、ワクチン接種は有効であると言えます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 患者は20歳代から増え始めて、30歳までにがんの治療で子宮を失ってしまう人も1年間に1,000人はおられるというようなことを聞いております。また、早期に発見し手術を受ければ多くの場合が命を落とさずに治すことができる、進んだ子宮頸がんの段階で見つかり手術が必要になって命を落とす場合もあるというように聞いておるわけであります。

そこで次に行きますが、小学校6年から高1まで相当の女子は2種類のHPVワクチンを受けられることになっていると思いますが、その接種率はどうなっているか。また、接種率を上げるために何か対策を取っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 答弁申し上げます。

現在使用しておりますHPVワクチンは、議員御指摘のとおり2価ワクチンと4価ワクチンの2種類でございます。

接種率は令和5年1月末日現在で32.5%です。

接種率を少しでも上げるために、町では年度当初にHPVワクチンに関する正しい理解のためのリーフレットと、予診票、接種可能な医療機関一覧を対象の方へ個人通知させていただきました。

また、教育委員会と協働で、夏休みに入る前に再度、HPVワクチンに関するリーフレットの配布と、がん教育事業のときにもリーフレットを活用していただき、接種対象者本人への健康教育も実施しております。

なお、HPVワクチンに関する費用については全額公費で負担しております。また、本ワクチンについては、産婦人科だけでなく多くの医療機関で接種が可能となっておりますので、お子様のかかりつけ医と御相談の上、できるだけ早い時期に接種されることをお勧めいたします。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 今は積極的に勧められていると思いますし、その効果は評価されているところであろうかと思えます。

ただ、次に問題になるわけですけれども、平成9年生まれから平成15年というように、僕、当初書いておったんですが、17年まで生まれの女性の中に、ワクチンの定期接種の対象年齢の間に逃した方がおられると聞き及んでおります。その方々に対する対策はどうなっているのかお尋ねいたします。その方々の接種率はどうであったか。また、町内のお医者さんから、その方々の接種が進んでいないとの御指摘を頂きました。また町長をはじめとして行政側が積極的にそれをアピールして接種するように勧めるべきではないかという御意見を頂いているわけですけれども、その取組についてお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申し上げます。

今年度の町の重点施策にも掲げていただいていますけれども、健康寿命延伸応援事業のがん対策事業といたしまして、子宮頸がんの発症予防のため、HPVワクチンの

積極的な勧奨とともに、キャッチアップ接種を行っております。

キャッチアップ接種とは、国のHPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への接種機会の確保の観点から、キャッチアップ期間として令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間を設け、定期接種の対象から新たに外れた世代について、順次キャッチアップ接種の対象とするものでございます。

町ではその対象である令和9年度から令和17年度生まれの方に対して、HPVワクチンに関する正しい知識のためのリーフレットと予診票、接種可能な医療機関の一覧を対象者の方へ個人通知させていただきました。

また、このキャッチアップ接種が導入されるまでの間に既に自費でHPVワクチンを接種された方に対して、その接種費用の助成、償還払いを行っております。

議員御質問のキャッチアップ対象者の接種率ですけれども、令和5年1月末時点で33.4%です。

ほかの予防接種に比べてHPVワクチンの接種の接種率が低い点につきましては、ワクチン接種後に生じる接種部位の痛みや腫れ、赤み等の多様な症状のリスクを考え、接種を悩まれている方がおられることの影響だと考えております。

また、現在使用しております2価、4価ワクチンの接種において、子宮頸がんの60から70%の発症予防が期待されますけれども、新たに薬事承認が得られました9価ワクチンについては、子宮頸がんの90%、あるいはそれ以上が予防可能になると期待されているため、令和5年4月以降に接種を希望されている対象者がおられることも考えられます。

いずれにしましても、現時点では厚生労働省の審査会において、HPVワクチン接種の有効性が副反応リスクを明らかに上回ると認められていますので、今後も引き続きHPVワクチンの有効性をしっかり住民の皆様にお伝えし、接種勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） まだ33.4%というようなことでございますので、これからやはり多くの方に、それは自己の判断で受けられないという、これはもう判断であらうかと思っておりますけれども、やはりたまたまそういうことがなかった、あるいは個人負担であるならばやめておこうかというような方がおられるならば、やはりこうい

う機会に接種して、予防のために、死亡しないように、あるいはできるだけ早いときに受けるように勧めていただきたいと思いますと思うんですけども、これは今後、広報等でもお知らせになるのか、あるいはもう各個人対象の形での通知だけになるのか、そこら辺についてはどのように考えておられるか、ちょっとお尋ねもしておきたいと思えます。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 御質問にお答えいたします。

現在も個人通知のほうをさせていただいておりますので、対象の方には確実に目に届くような形で啓発のほうはさせていただきたいと思います。また引き続き、教育委員会とも一緒に、対象となるお子さんに対しての教育も一緒に進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ぜひ漏れのないようにというか、通知漏れのないように、あるいは広報漏れのないように、知らなかったということのないようにお願いしておきたいと思えます。

次に、最近、テレビおよび新聞報道によると、梅毒の患者が過去最多ペースで増加していると報じていました。若年層に梅毒が物すごい勢いで広まっていると伝え聞いております。滋賀県愛荘町の現状と今後の対策について聞いておきたいと思えます。また、最近ではしっかりと学校教育で性教育を教えておられると思えますが、その現状と教育効果はどうなっているかお尋ねしたいと思えます。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申します。

梅毒の患者報告については医療機関から報告となっておりますので、愛荘町の患者数等の把握はできませんけれども、滋賀県においても梅毒に罹患している患者数は増加傾向にあります。特に20歳代、30歳代、40歳代の患者数の増加が見られ、男女とも同じ傾向にあります。これは全国的な状況とは変わりません。

梅毒は梅毒トレポネーマという細菌が感染することで発症します。梅毒の症状は、時間の経過とともに症状が全身へと進行していきますけれども、一時的に症状が消える時期がありますので、治ったと勘違いされる場合があります。また、妊娠している人が梅毒にかかると流産や死産となったり、赤ちゃんが梅毒にかかった状態で生まれ

てくる先天性梅毒になることがあります。

このため、町では妊婦健康診査の血液検査に梅毒を含む感染症の検査を実施しています。また、保健所では、梅毒をはじめとし、エイズやB型肝炎、C型肝炎の検査を無料で実施されています。検査は匿名で受けることができます。感染の機会があった時点から3か月以降に受けることをお勧めします。

梅毒は早期に適切な抗菌薬治療で完全に完治することが可能となっております。十分に治療されないと病気が進行することもありますので、症状が良くなっても自己判断で治療を中断しないことが重要となってきます。

自身の感染に早く気づき、感染の拡大を防ぐため、いつでも匿名で受けることができる検査体制をはじめ、梅毒等性感染症についての正しい知識の普及も今後も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（山川 剛君） 学校での性教育の現状についてお答えします。

各学校では、学年に応じた性教育を実施しております。また、助産師を招き、命の誕生等について講演を頂き、命の大切さについて学ぶ特色ある活動を行っている学校もあります。生徒からは、「命をつなげていきたい」等の感想があり、自分自身をかけがえのない存在と思う自尊感情の育成が図られております。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 新聞報道でそういうことを見たわけでございますけれども、やはりいろいろ最近の新聞を見ると、性教育、あるいは命の大切さを、大切さというより軽んじる報道が結構あるわけでありまして。健康推進課等で一生懸命やっていたと思っていますけれども、学校教育の中でもやはり命の大切さ、あるいは性の教育については大変重要なものであろうかと思っておりますので、教育長、どのように考えられているかについて、見解があれば答弁を求めておきたいと思っております。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

学校におきまして、それぞれの命の大切さを学ぶということは大変重要なことでございます。折しもこのコロナ禍におきまして、そうした自分も守りつつ、他の人の健

康、命も守るということ、身をもって子どもたちも、それから教職員も、そして保護者の皆様も体験されたことと思います。こうした機運をうまく捉えまして、今後も命の大切さを学ぶ、それぞれの個々人の存在を大事にしていくという、そういう教育を更に推し進めてまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に、愛荘町福祉コミュニティ親の会の創設を目指してというところについて、3問目になりますが、話していきたいと思います。

愛荘町では、障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画等々が定められ、全ての町民が地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動できることの実現が目指されています。

しかしながら、現状では、障害のある人たちにとって本当に暮らしやすい社会にはなっていません。不安定な経済の状況や、何年にもわたる新型コロナの蔓延、それに加えてウクライナにおける紛争の長期化によって、このままですと福祉政策自体も今後ますます取り残されていくのではと大変危惧しているところであります。

したがって、社会福祉の実現のためには、行政や福祉の制度だけに頼るのではなく、障害のある一人一人にとってより必要となるニーズを見いだすことを中心に据えて、行政や福祉と相互に連携し合いながら実現していくことが、今後はより一層重要になっていくのではないかと考えているところであります。

障害のある一人一人にとって本当に必要となる施策は、本人や家族の願いが直接届けられ生かされていくようなものでなければなりません。

そういった機会をつくり出していくためには、まず愛荘町に在住して出会った者同士がまとまり、各自の思いを見いだすための情報の交換をするなどして、お互いに気軽に話し合うことによって、本当のニーズを見つけ出していくことが極めて大切なことになるのではないかと考えています。

特に、令和2年の2月からコロナウイルス感染症のため、人と会うことを控えるようになり、それぞれの悩みを持ちながらも、我慢をして相談もできなくなってしまっているのが現状のところであります。

そこで、愛荘町の障害児を持つ親が集まり、愛荘町福祉コミュニティの創設を目指す親の会の設立を目指しているところではありますが、喫緊に設立していきたいと考え

ています。設立されたならば、愛荘町福祉コミュニティ親の会として積極的に発信し、意見を述べていきたいと考えています。

例えば、第4期愛荘町地域福祉計画の、2支援が必要な人を見逃さない地域づくりのNo.16の中に、愛荘町福祉コミュニティ親の会を位置づけてもらって、障害者の親の声が福祉施策に届くようにしていきたいと考えていますが、このことについて町の答弁を求めておきたいと思います。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

御紹介のありました愛荘町福祉コミュニティ親の会の前身となる愛荘町身体障害児者親の会につきましては、養護学校の歴代の校長、教諭や、福祉サービス事業所の皆さん等が参加され、障害のある方々が愛荘町でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現に向けて活発な意見交換を行っておられ、私も参加させていただき、大変勉強させていただいている次第です。このような取組も、町が推進している地域共生社会への取組の1つと捉えております。

何よりもこの会で大切にされておられるのが、保護者の意見を重要視されていることです。先進施設の視察や圏域、町の状況把握などを丁寧に行い、十分な知識や情報を吸収しながら、未来について保護者が語れるよう、周囲の配慮の中で検討が進められています。

愛荘町では、令和5年度に町の福祉の基本となる第5期地域福祉計画と障害施策のさらなる事業を目指す第7期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画の策定に着手いたします。

この中で重要視させていただきたいのが、親の会と同じように障害のある方御本人や保護者の意見です。現在策定中の第2次総合計画後期計画でも、「家族等、親の会と対話しながら助け合いのまちづくりを推進します」と明記しており、親の会の会員をそれぞれの計画策定に係る委員にお願いしております。貴重な御意見を数多く頂戴し、各計画内で親の会の位置づけや明記が必要なものについては対応させていただきたいと思っております。

実態や課題の把握と確実な取組推進のための計画となるよう、愛荘町福祉コミュニティ親の会の御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。障害者の親、ひきこもりのところもそうでございますけれども、8050問題、障害者も歳を取ってきて、親自身がもう80、90になっていくという家庭もおられますし、その方々がどこに相談していったらいいのか、あるいは施設にも預けてもらえない、自分の家で子どもの面倒を見ていかなければならない状況にあらうかと思っております。そういう中で一步でも、全部は聞けなくても、その要望の1つ、2つでも実現する、そこで喜びが出てくるのではないかというように思います。それぞれの問題を抱えた人たちが寄り添いながらというんでしょうか、あるいは意見を出し合う中で、共にこのことをやってほしいよね、このことをお願いしたいよねというようなことも聞きながら、やはり1人の意見だけではなかなか実現することが難しいにしても、こういうことは障害者は頑張っていこう、意見をまとめていこう、こういうことは町にお願いしていこうというようなところの意見がいっぱい出てくるだろうと僕は思いますので、そういうようなことも1つずつまとめながらお願いしていきたいなと考えております。このところのものを、やはり皆さんとともに意見をまとめてまた要望していきたいと思っておりますので、ぜひ支援をしていただきたいとともに意見を聞いていただきたいと思っておりますが、8050問題、障害者の問題でもあらうかと思っておりますので、このことについて福祉課長の問題、あるいは問題意識についてもう一度お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。8050問題だけではなくて、様々な障害福祉、また高齢福祉、いろいろな福祉の面で課題が年々増加している状況でございます。今一番問題になっているのが、その1つの問題だけを抱えている御家庭があるのではなくて、それが複合的に混ざり合ってより複雑化しているというような状況がたくさん見受けられます。福祉課だけの対応ではなくて、健康推進課、また子ども支援課、各課と連携を取りながら、一つ一つを解きながら対応して行って全てを解決できるような取組に発展させていきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、また親の会様も含め、お力添えを頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 以上で、10番、河村善一君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） パネルを移動します。暫時休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時39分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） 健康推進課長より訂正がございますので、どうぞ。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほど河村議員より御質問いただきましたキャッチアップ対象者につきまして、私、令和9年度から令和17年度というふうに表現させていただきました。申し訳ございません。平成9年度から平成17年度の誤りでしたので、訂正のほうさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

◇ 外川善正君

○議長（村田 定君） 次に、9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 9番、外川善正、公共施設等最適配置の策定にかかる今日までの取組および関連するまちづくりについて、一問一答で質問させていただきます。

1点目、公共施設等最適配置の策定については、今日までの数々の検討を重ね整理されてこられ、令和4年7月期に第1回目の住民説明会を開催されました。

内容について、初めて住民の方々に対し、庁舎等公共施設の最適配置に関する住民説明会の資料を持って直接膝を突き合わせて説明されました。本来、この住民説明会はもっと早い時期に実施すべきであったと感じております。

その説明会の中で、今日まで取り組んでこられた経緯や公共施設最適配置の背景、またそれぞれの各施設のレイアウト図などを盛り込んで見やすくしてあります。そして、終わりに近いところでは取組による効果額として列記されてあります。

それらの内容を含め、一連の取組および公共施設等最適配置の策定についてお尋ねします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 公共施設の一連の取組と公共施設等最適配置の策定について伺うということで今ほどお問いを頂きました。

公共施設の最適配置に関する一連の取組について、過去の答弁と重複するところも

ありますので、特に本年度に入ってから取組について御答弁を申し上げます。

昨年3月に議員体制が変わり、改めて庁舎リニューアル事業に取り組むとして、5月の全員協議会で3年間のスケジュールをお示しし、また住民説明会の7月開催についても御説明を進めてまいりました。

説明会の開催に当たっては資料を作成し、6月並びに7月の議会全員協議会で御説明を申し上げ、準備を整え、7月に2会場で小学校区ごと4回の開催を終えることができました。

開催後には、説明会での質疑応答を含め協議の場を持たせていただき、また執行部からの要請に基づき、議会からも本事業に関する勉強会を開催していただき、説明の場を設けていただきました。

これら一連の経過を重ねてきた上で、令和5年度に庁舎リニューアル事業に関連する予算を計上したものでございます。

また、住民説明会でお示しした効果額についての御質問もございました。

当時、概算値ではありますが、今回の最適配置の取組対象である9施設について、令和3・8年までの3・5年間で取組後の更新費や維持管理費等、削減額が見込める額に対し、庁舎集約事業に係る費用を差引きした額を効果額としてお示ししたものでございます。

説明会資料にも記載しておりますが、資材の価格高騰の影響もあり事業予算が増えていることから、当時の効果額から変動が見込まれます。

現下の状況から、資材の高騰による影響はございますが、公共施設の最適配置の取組は町の将来に必要であり、議会の賛同を頂き共に進めてまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。これから質問することに対しての答弁は事務的なことが多いことから、担当課長のほうでよろしく願いしまして、そしてここというときには町長にお願いしますので、ひとつその点、御了承願います。

この当初予算、これに係る、これ4・6・8億円と私は思うとんですが、これ何年から何年で、正確には何億で、間違っていないか、そこだけまず確認します。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほど御質問いただきましたのは、

総合管理計画の当初策定をさせていただいたときの将来更新費の見込みとして468億円を試算させていただいた年数ということで御答弁させていただきます。

当時、平成29年から平成68年としておりますので、令和38年までの40年間で試算をさせていただいております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） その468億円が、一昨年見直しをかけておられます。この額が434億円、ここへ減額になった理由をお聞かせ願います。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） お答えさせていただきます。

先ほど申しあげました総合管理計画、平成29年の3月、平成28年度に策定をさせていただいてから、5年後に改訂版を策定させていただいております。この間、5年間の間に当町が保有しています公共施設の中で変動があったもの等が影響して、将来更新費の試算が減額といたしますか、変わっていることとなります。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） その額はお幾らですか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 差引きさせていただきますと34億円になります。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 改定書とかああいうのを見ますと、2016年から2021年までで53億円の削減をしてますよ、要ったお金が。そうなってませんか。だから、その2016年から2021年の間、5年間平均すると10.6億円、これが5年間でトータル53億円。それに468億円を足し込むと、令和38年、つまり2056年までは487億円。今、室長が言われました34億円、そのお金はどこから算出したお金ですか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほど御質問の中で、将来更新費の算出のことでおっしゃっていただいていると思います。この将来更新費の算出につきましては過去の御答弁でもお話しさせていただいているかもしれませんが、総務省のほうから提供されています試算ソフトのほうを活用させていただいております。当町、

現在84の公共施設がございますが、84の施設の中にはその下にそれぞれ各棟がございます。例えば、この愛知川庁舎で例えますと、愛知川庁舎ですが、この本庁舎の1棟と裏にあります倉庫2棟があるというような形で、棟数で考えますと約300棟近くの棟数がございます。その1棟1棟をそれぞれ総務省の試算ソフトのほうに当てまして試算をさせていただいて算出させていただいておりますのが、現在改訂版で申し上げますと、向こう35年間で434億円ということで試算させていただいております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） その434億円から、今度、最適配置後に移ったときの向こう35年やったかな、それは333億円いう数字が出ております。これは、この9施設、その最適配置が済んで後の84から9を引いた75の施設がそのままの状態ですと2056年までいった額が333億円ですか。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時53分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 先ほどの御質問の333億円の試算の根拠ということになります。この333億円の試算の根拠につきましては、同様に先ほど総務省の試算ソフトを申し上げさせていただきましたが、それを活用して、施設をできるだけ長く使用し続ける長寿命化による転換を図った場合、さらに今後予定される施設の最適配置等、今ほど言わせていただいております最適配置の取組を実施した場合に、今後35年間でかかる大規模改修なりの費用、建て替えの費用なりを試算させていただいたのが333億円でございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ということは、9施設の最適配置の残りの75施設は最適配置を実施しつつ、2056年までのトータル的な金と解釈していいんですね。要は、75施設の最適配置、9施設じゃなしに、9施設はもう終わってますので、残りの分

をしながら、2056年まで到達したときの金額が333億円ですねということを聞いてるんです。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほどの9つの施設を除いて残りの公共施設をそのまま維持し続けた場合ということで試算をさせていただいております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） し続けていうことは、最適配置は何もしないでそのまま行った場合を言うておられるんですか。どっちですか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今、9つの施設以外の残りの公共施設の最適配置というのが、今、私ども取組をさせていただいている公共施設の最適配置の対象になってる公共施設は9つですので、それ以外の公共施設は現状の公共施設のそれを維持し続けた場合ということで、そのまま現状のまま保有するといいますか、ということで総務省の試算ソフトであります30年で大規模改修、60年で建て替えというその枠に当てはめさせていただいて積み上げたものが試算の合計のこの額になります。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） これは後から、ここで置いといて触れますけど、なぜ聞いたかと言うと、国は合併とかそんなんで2つ以上の施設が集まった場合は、法律的運用とか統廃合含めて施設を少なくして財源をできるだけ少なく、それに係る財源にするために要請があったと思うんです。だから、9施設だけ最適配置やって、あとの施設、例えば図書館、いろんな地区に建ってる建物とか、そういうようなもので1つにできるようなものは1つにして経費を削減しようとしてるんですね。その方針からしたら、この2021年に当時予定では9施設の最適配置が終わった時点で何もしないということはおかしいということをお願いなんです、私は。分かってくださいませね、そこは。ほんなら次に行きます。

この468億円、そして434言わはったね、で333億。これらは次のところの住民説明資料の中では、トイレの改修とか大規模改修に当たらないところは維持管理費として計上して、下のほうにたしか維持管理にはたくさんのお金がかかりますよいうことを言うてはりますねん。そしたら、全体のお金を示すときには434億とか3

33億、これには絵を見ると、建て替えてとか大規模改修とかそういうものを抜粋したお金がこれですね。次のページには、日々使用する維持管理費、そしてそういうものが含まれた額がトータル的にかかる費用ではないのかな。ここへ載ってる434億というのは、建て替え、それに大規模改修、そういうようなもんがソフトとして作ったある。けれども、日々使うトイレとかそういうような維持管理にかかる費用は自治体ごとによって違うから、ソフトには入ってないはずやねん。だから、本来の額というのは、その維持管理費を使うた額が本来2056年までにかかる経費ではないのかなと言ってるねん。そこはつかんでないんですか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほどの御質問でございますが、議員おっしゃっていただきますように、1棟1棟の施設につきましては、当然、毎年そういった光熱水費であったりとか、ときには修繕もあるかもしれませんが、そういった費用が必ず必要になってきます。今回、この計画書の中で試算をさせていただいておりますのは、あくまでもその建物に対して、その建物が耐用年数を経過した後に建て替えなり、大規模改修という、その躯体に対しての施設の更新費用ということで試算をさせていただいております。今おっしゃっていただきますように、そういった維持費と言われる部分についてはこの中には加味はされておられません。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 何で私がこういうことを言ういうたら、町民の方はこの資料を見て、ああ維持管理費も含まれたあるなど、次のページめくったときにトイレとかそういうようなん全部載ってますやん。要は、こういう施策をするときは、ヒト・モノ・カネというのは絶対無視できない部分です。だから、それはお金にしる建物にしる何にしる、物差しいうものは同じ物差しを使わなあかん、いつも私言うてるように。片や維持管理費を含めた額でこっだけ削減ありますわ言うてて、こっこのほうで見せかけは建物を更改するだけのお金ですよという、そんな物差しの違ったやつを同じ冊子の中で出すということは、これを読まれる方が誤解されやすい、ということをお聞きしたいんです。

次の質問に行きます。2017年4月に国から各地方公共団体に公共施設等総合管理計画の策定要請があり、2017年3月には本町の総合管理計画を策定されましたと、先にちょっとしゃべったけど、その要請された内容は確認の意味でお聞きしとき

ますわ。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 総務省、国からの要請の内容ということでの御質問であろうかと思えます。総務省のほうから通達いただいております、こっちも抜粋させていただきながら御答弁させていただきますが、国においても公共施設等の老朽化対策などが大きな課題になっているということ、また地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中で、今後予測される人口減少等によりまして公共施設等の利用の需要が変化していくこと、そういったことを踏まえて早急に公共施設等の全体の状況を把握して、長期的な視点をもって更新なり統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担の軽減であったり平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現が必要であるということが通達のほうで記載されております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 分かりました。その次に、17年の3月に結局はこの総合管理計画を策定されました。その後、公共施設の利活用を考える検討会を設置されましたね。この利活用を考える検討会というのはどういう検討会だったんですか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 平成30年の6月から平成31年の2月にかけて、今ほどおっしゃっていただきました公共施設等の利活用を考える検討委員会というのを設置しました。その中では、目的といたしましては、総合管理計画の策定後に個別施設計画の策定に取り組みさせていただくに当たりまして、当検討委員会のほうを設置させていただきまして御議論いただいたものでございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） この利活用を考える検討会、私、ここの利活用というのがちょっと引っかけあってんねん。何でか言うと、利活用というのは要らなくなったものを何とか使うようにするのが利活用や。国はそんなこと何も言うてないですね。それが後からあなた方が書いとくところを読むと、「個別施設計画を策定し施設の統廃合を基本原則に施設の具体的な方向を取りまとめた」というふうに書いてるんです。だから、表に利活用と書いてあったら、全然真逆のことを書いてるみたいなんです。この利活用を考える検討会を設置してまとまって答申を受けたのは何ですか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 利活用の考える検討委員会から何の答申を受けたのかということで御質問かなというふうにして、今、解釈させていただいておるんですけど、利活用を考える検討委員会からは、先ほど申しあげました個別施設計画の案を答申としていただいております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 今のは確認の意味で聞かせてもらいました。申し訳ございません。その個別計画では、皆さんもその冊子見てもらったか知りませんが、全て長寿命化とか集約とか、廃止というのはたしか1つだけで、公民館、町民センターのそこにつながってる町民センターのほうを集約しましょうというそれだけで、あとは全ての施設を残しましょうと。あなた方が利活用を考える会が出した答えが、施設の統廃合を基本原則にいうところが、本当にこれできたあつたんかなと。個別計画は全て残っている状況になっとんです。そこだけ回答ください。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほど、計画の中で冒頭に統廃合を基本原則にというフレーズといいますかのことをおっしゃっていただいたかと思えます。それを受けてのこの個別計画の方向性が全て長寿命化ではないのかというふうにおっしゃっていただいておりますが、今ほどおっしゃっていただきましたように、公民館、町民センター、確かに個別計画の中で集約化ということでお示しをさせていただいておりますが、それ以外の施設につきましても集約をしていくものであったり、除却といいますか解体をしていくといったような施設の方向性を打ち出させていただいているものも何点かあるかというふうに認識しております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） この済んだことをとやかく言うても始まりませんので、結果的には行政機能の配置の最適化に向けた具体的方針で、公民館も解体、町民センターも解体という結果を取られました。けれど、一番最初に国から言われて要請があったことに対して行ったことは、ほとんど残す、そして最後のところで公民館を潰すという、ちょっとだけ国の要請を取り込んだみたいな形だと私は理解してるんです。ただその中で、あなた方はちゃんと説明したと思うてるか分かりませんが、そういうような一旦残したやつをまたいつの間にか取壊しに持っていったというその過程の説明は、私はなかったように覚えております。

次の質問に行きます。時間がないので、秦荘庁舎、愛知川庁舎の最適配置の取組の中で現状と課題に、これ挙げておられます。その中で、やっぱり前から出とる移動のことがうたわれています。この移動が本当に業務に支障を与えると。私は以前、皆さんがいてたかどうか分かりませんが、電話会議システムというのがあって、どこからでもそのシステムにアクセスできる。例えば町長がたまたま木之本のほうへ帰っておられるときでも、携帯電話をそこへかけたら、台風のときでも即会議に参加して状況が把握できる、そういうのが電話会議システム。何人でも入れます。ほんで、庁舎が分かれとって、その電話会議システムで顔が見えただけで言葉はみんな共有できる、そういうのを使うたらどうですかという提案をしたけど、一向にされない。そして、今となつては、移動、中西副町長が来られる前の話です、これ。首振っておられますけど。そういうようなものを使ったりして、やっぱり日頃から効率的な業務運営を心がけていかなあかんのかなと。そして、できることやったら、こういうふうに集約をしようと思うときは、もっと効率的な形を取ればいい。それは今何やいうたら、今、町長がしようとされていることですね。1か所に集める。そういうなんをやっぱり前から言うてますので、そういうなんは提案に対しては耳を少しは傾けてもいいのではないかなと。この庁舎間職員移動、もうこれ費用に換算しておられます。そのデータの基の数字というのは、何をしやったんですか。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 職員間移動によります時間のロスを費用に換算した場合というところでの御質問かなと思います。本当の細かい資料を今、ちょっと手元に持っておりませんが、試算の方法といたしましては、この庁舎間で職員が、こちらから言いますと、愛知川庁舎から言いますと秦荘庁舎に行かなくてはいけないう事、また秦荘庁舎から愛知川庁舎に来なくてはいけないう事、これの公用車の台帳のほうから、1年間の実績を拾い上げて、そこから職員の平均賃金からその回数から年間の費用を割り出ささせていただいております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 今まで、その移動ロスの時間とかそういうようなものをお尋ねしたけど、今のような回答はなかったんやわ。今、室長が自動車運行管理表から庁舎の移動の分だけを拾って、それを時間を費用に換算してやったという話は具体的にはなかったと思うんです。だから今聞いたんです。分かりました、これは。

それと、公用車を2台にした場合というふうになつとるけど、これ2台でいいんですか。僕はよく分からないです、そこは。何かデータで2台と。これ読んでると、2台とした場合と書いてあんなわ。例えば、それが2.5台使用しているというのやったら、それはそんでいいんですけど、2台と仮定した場合と書いてあるからどうかなというところをお聞きしてるんです。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 取組の効果額をあくまでも見込みということで試算をさせていただいているところでございます。公用車を仮に2台削減した場合ということで費用を上げさせていただいておりますが、この2台はどうやって算出したんやというところら辺かなと思うんですけども、当町が保有しています公用車の台数、通常使う、特殊車両はちょっと別としまして、公用車と職員の数、それから両庁舎に勤務する職員の数、それらを1人1台に何人というような数字を出ささせていただきまして、それが近隣の自治体等の状況を調べさせていただいて、大体1台当たりの職員の数というのを比較させていただいたときに、2台ほどは削減ができるかなという見込みで、仮に2台を削減した場合ということで試算を上げさせていただいております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 次に行きます。冒頭でこういう施策をやる場合は、ヒト・モノ・カネが付いて回ると私は言うてます。確かにこれはそうなんです。それは民間でも行政もどこでもそれは付いて回るんです。全体として、人が足りませんか。この最適配置をやって、そして支所に何人か配置する、こっちの愛知川本庁のほうへは全て来るのか。全て来られたら、支所に入る人は人数をもうちょっと増やさなあかんのかなと。どうか分かりませんよ、私は。だから、人はどうなるんですかということをお尋ねしてるんです。はじいてなかったら、はじいてなかった言うてください、これからはじけばいいんで。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 今御質問いただいている部分については、支所の職員の人数も含めての話やと思うんですけども、まだ明確には今整理させていただいている中ではっきりとは申し上げられませんけれども、確かに数名程度の増員が必要やというふうに思っておりますし、ただ経験豊富な職員が必要ということもございます

ので、秦荘支所になりますと多岐の業務を広域的にわたってやっていただくという部分もございますので、今退職いただいている例えば理事員・参事員の職員とかも含めまして配置のほうを考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 今回のコメントに対しては次の質問の後にまとめて言いますわ。

その取組の中で、秦荘庁舎の使用方法、これ支所とする考えがあると聞いてます。まだ確定で決まったわけではないからね。住民説明会でも、支所で行う業務について質問があったと思います。これは誰か今回の質問の中でも質問されたように思いますが、支所で行う業務内容について質問があり、町としての答弁は「開設時にお知らせします」のみで終わってます。これは町長がたしかそういうコメントをされたと思うんです。だから、これは本当に町民を無視した話し方やと思う。できることやってら、もう少し町民の方に寄り添ったコメントの仕方があったんじゃないかと。だから、私は本当に就任されたとき、2期目になられたとき、人と人のつながりとかコミュニケーションとか大切にしますと言うてる割には、やってることは全く逆。このことについて、町長どう思うように思われてますか。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変大事なことでございます。また、この説明会のことも、こうやって丁寧に御質問いただくことも感謝申し上げます。この支所の部分に関してなんですけれども、私がお伝えさせていただいたのが、その「開設のときにお知らせします」という表現ではなかったかというふうに思います。あくまで私もこれ十分に皆さんに御安心いただくことが大変重要でございますので、しっかりとその辺りどういことができるかということをお示しをしていきたいと思っておりますということでもお伝えをしているというふうに思います。担当課等々でも答弁をさせていただいているに際しても、この事業が進捗していくに際してしっかりと適切なタイミングで事前事前にお伝えをしていきますということで、担当課においても答弁に立たせていただいているというように私は理解しておるものでございます。

また、昨日は久保田議員からも、やはり事前事前支所という機能を出現させていくということも考えられるんじゃないのかということで、それはもうちょっと私の想定しているものよりも早いイメージでは久保田議員の御質問を頂いていたものでもご

ございますけれども、原課御提案しているものに基づいてということでございますと、令和6年の夏頃には秦荘庁舎のメンバーがこの愛知川庁舎にということでもございますので、そういう点におきましては、それよりも遡ること、1つイメージとして出ますと、例えば令和6年の4月から等々では住民の皆様を支所ということを当初からお使いを頂いていくということにおいて、なるほどこういうことなんだねというふうに実感、これは職員のほうもそうでございますけれども、ということでスムーズなスタートということを切っていけるということも想定をしておるものでございますので、やっぱり皆さんの御関心のある部分でございますので、この辺りはしっかりと情報をお伝えしていきたいと思っているのがずっと思っていることでございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） さきの政策監のコメントも含めまして、やっぱりこういうことを進めていこう思うたら、町民の皆さんに安心した気持ちが伝わるように話をしやな駄目だと思うんです。この業務をすんのに何人要るやろとか、当然思われますわ。だから、今はじけてなかったらはじけてない状況でもいいから、こういう方向ではじいている最中とかそういうような、少しでもその人の言われた部分へ近づくようなコメントの仕方がやっぱり必要ではないかと思います。これ以上は言いません。

もう1点、効果額、取組による効果ですね。これ、申し訳ないんだけど、この説明書では20億円の効果が生まれますというふうに明記されています。それが3年2月の町長がビラを配布されたときには25億円の削減がありますと、半年の間に5億円のお金が動いています。これはどっちが正しいのか。町長のほうが正しいと思うたら町長が教えてください。この冊子に書いてある20億円が正しいとするなら、室長教えてください。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） どちらが正しいのかという御質問でございますが、そのときに試算をさせていただいております削減効果額でございますが、どちらが間違ってる正しいではなくて、それぞれその時点で積算をさせていただいて、住民説明会の際にはこの更新費用を改めて試算をさせていただいて、約20億円、20.8億円の効果額ということで試算をさせていただいております。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） その20億円は詳細が書いてます、これに。町長の25億円

はどのような金だったんですか。教えてください。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほど25億円はどのような積算とい
いますか、どういう内容やったんやというような御意図の御質問かなと思うんですが、
まず積算の方法については特に書いてるわけではございません。ただ、当時、多分恐
らく言うていただいているのは、全戸配布をさせていただいた資料のときの効果額と今
回住民説明会をさせていただいた効果額とを比較して御質問いただいているのかなと
いうふうに思うんですが、その間には1年半ほどの時間の経過がありますので、当
然、保有する公共施設の状況も変わってきます。先ほど申し上げましたように、建物
躯体そのもの自体を修繕したりとか、場合によっては建て替えしてるものとかもある
かもしれませんので、ちょっと細かいことまで今確認ができておらず申し訳ございま
せんが、そういった公共施設の保有の状況が変わる分なり、先ほどおっしゃって
いただきましたように施設の維持費につきましても、直近の数年での維持費用を積算さ
せていただいて平均を取らせていただいて試算するなりさせていただいておりますので、
効果額に変動が出てるところでございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 参考に聞いといてください。将来更新費、どちらも16億円、
そして維持管理費が7億円、こっち7.1億円、そんなに変わってへん。これからはこ
ういう資料はちゃんと詰めてから町民さんに説明してください。時間がないんで次に
行きます。

2つ目の大きな質問の中ですが、未来に向けていうことがこの2つ目の質問の中
もうたっています。同じことですので、「17年目を迎えた私たちの町愛荘町の中で活
気ある町であり続けるためにも向き合っていかなければならない時期に来ています」
というのがコメントしてあります。本当に向き合う時期が来たったら、具体的な施策
を出すべきであると。そして、「お金をかけるべきは老朽化した公共施設の維持存続で
はなく、今を、そして未来を生きる私たちの人生にこそです」と書いてある。自分ら
にお金をかけよと。また元に戻ると、公共施設で全てを残そうと判断したのは誰です
か。それは自問自答しといてください。

最後に、国道8号線のバイパスが計画されてます。国道バイパスの事業化されるの
が2023年か2026年までの3年間、そこから10年の2036年、ここが国が

開通できる時期と銘打ってます。けれど、会場に来られた一般の方は、普通考えたら倍はかかるやろうと、20年はかかるやろうというような話をされておりました。その20年かかった2046年としても、愛知川庁舎が1990年、この時期に竣工してます。そこから60年行ったのが2050年。秦荘庁舎は1972年に竣工して、1991年に大規模改修で耐震と増築をしております。この1991年から60年後ということは2050年、ほとんど国道バイパスが開通する時期、おおむね20年として、愛知川庁舎の耐用年数を解体する時期が2050年、秦荘庁舎の大規模改修が終わった時点から勘定して60年は2050年、ほぼ2046年から50年の間に建て替えをしやなあかん時期に来てます。そしたら、今2023年からその一番短い2046年までの間が27年しかない。この間にバイパスができて、そしてそこへまちづくりをしていこうと思うたら、この庁舎が耐用年数が来たときに建て替えてても全くまちづくりはできない。だから、十数年前倒しにしたら2032年ぐらいですか。そこら辺がちょうど中間点来たら、そこからまちづくりを始めてやっても遅いぐらいなんです。だから、あと10年ちょっとでしたら、現在の庁舎をこのままで使っというて、新たにバイパスができたときに持っていけば、持っていくときは庁舎の耐用年数が来て建て替えなあかん時期ですよ。そういうことを考えているのかなど。今すぐ取りかかれというんじゃなしに、最適配置をやっている中でも並行してでもやっぱり考えていかなあかんの違うんかな。そうでなければ、何もかもが愛荘町は取り残されてしまう。町民の方からも信用されない、ほっとかれる、地域のまちづくりを引っ張ってると。そういうようなことから、本当に愛荘町のことを思うたら、検討はされてもいいと思うんやわ。それがどこからも声が出えへん。職員の中にも愛荘町の間人はたくさんいてと思う。何で声を出さないのか。このことに対して町長はどう思うておられるかを回答頂き、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 御質問ありがとうございます。かなり長期の視点ということはっきりと視野に入れながら取り組んでいくことが大事だということでおっしゃっていただいているものでございます。

国道8号バイパスということも、なかなかこれはいつかということも明らかにするというのはやっぱり難しいことだというふうにも思います。やっぱりその地域地域そ

れぞれでいろんな状況が変わるということにおいての愛荘町のみならずのことでもございますので、その進捗ということはみんなで見守りながらかなというふうに思います。

また、新たな建屋、新たな庁舎を新規でこさえてということもということでおっしゃっていただいていると思いますが、昨日も少し関連というか御質問を頂いたときにも、それは恐らく将来的にはそのようないろんな議論ということは多分なされるというふうには思っておりますけれども、現時点において私も感じておるものでございますけれども、やはりより効果的、最少の経費においてしっかりとその効果を出していくということが、基礎自治体、地方自治に求められているというところもでございます。

そういう点においては、将来的にはいろんな発想ということは、それは自然なことだというふうに存じておりますけれども、今この議会を開催していただいている愛知川庁舎にしましてもまだ耐用年数があと30年あると、まだこの事業の半分をやっと来たところでもございますので、そういう点では立派に使っていくということが様々に費用の在り方として私はふさわしいと。もちろん、これは答申を頂いてこのように方針をまとめてきたものでもございますので、そういう点においては住民の皆様もいろんな議論、私の議論のときには新しいのを建てるというのも恐らくあったというふうに私も記憶しておりますけれども、やっぱり使えるものをそれぞれに利活用していこうということで答申をまとめていただいたものでもございます。そういう点におきましては、今あるものをしっかりと活用しながら進めていくということが、現時点、私たちが進めていくものになるというふうに捉えておるものでございます。

様々にこの最適配置のこと、外川議員、また他の議員の皆さんからも、各議会ごとにまた今議会でも御質問いただいております。本当にそれぞれの立場、また歩んできた人生の中においてのそれぞれの輝いていたいろんな庁舎ということも皆さん見ていただいておりますので、どの時代においてもでございますけれども、それは本当に難しいテーマだというふうに私も本当にいつも感じてます。けれども、その中でやっぱりこのことにいつかは成案を出しながら進めていっていただいていたのも、過去の先人たちの歩みでもございます。私たちもそのいろんな見え方、視点というのにはありながらも、やっぱり成案に何とか収れんを共にさせていっていただきたいというふうに本当に切に思っております。御質問いただきましてありがとうございます。

○議長（村田 定君） これで、本日4名の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。再開を2時50分からとします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時50分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号～議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第2、議案第1号 愛荘町個人情報保護法施行条例から
日程第3、議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整
備に関する条例までを一括議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第1号 愛荘町個人情報保護法施行条
例の制定について御説明をさせていただきます。議案書につきましては1ページから
3ページ、説明資料については1ページとなっております。

最初、議案書の1ページをお願いいたします。議案書の1ページでございます。

議案第1号 愛荘町個人情報保護法施行条例の制定について、議案を提出するもの
でございます。説明につきましては、説明資料の1ページをお願いいたします。

制定の理由でございます。令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法
律の整備に関する法律が成立し、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する
個人情報の保護に関する法律および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関す
る法律の3つの法律を1つに統合されたことにより、地方公共団体の個人情報保護制
度についても令和5年4月1日から統合後の法律において全国的な共通ルールを規定
し、その所管を個人情報保護委員会に一元されることになりました。これにより、当
町においても改正後の個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなるため、
その施行のために必要な事項を法施行条例として制定するものでございます。

条例の要旨でございます。まず第1条の要旨でございます。この条例は、個人情報
の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、定義といたしまして、この部分では実施機関を議会を除く町長、教育
委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委
員会としております。

第3条では、手数料等を定めております。開示請求に係る手数料は無料としております。ただし、文書の写しの交付をする場合は、交付に要する費用は負担していただくこととなります。

第4条では、開示決定等の期間を定めております。開示決定等は開示請求があった日から15日以内にならなければならないとしておりますが、正当な理由があるときは期間を30日以内に限り延長することができるとしております。

次に第5条では、開示決定等の期間の特例を定めております。これは開示請求に係る個人情報に著しく大量である場合については期間を45日以内とするものでございます。

第6条では、審査会への諮問を定めております。個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要であると認められるときには、愛荘町情報公開個人情報保護審査会に諮問することができるとしております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上となります。

続きまして、議案第2号の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明を申し上げます。議案書につきましては4ページから5ページ、説明資料については2ページをお願いいたします。

まず議案書4ページでございます。議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案を提出するものでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

制定の理由でございます。デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する法律が一元化されることに伴い、関係条例の所要の整備を行うものでございます。

条例の要旨でございます。次の条例中、愛荘町個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律または愛荘町個人情報保護法施行条例に改めるため、所要の整備を行うものでございます。

関係する条例でございますけれども、1つ目が愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年愛荘町条例第8号)、2つ目が愛荘町立ハーティセンター秦荘条例(平成21年愛荘町条例第28号)、3つ目が愛荘町中山道愛知川宿街道交流館条例

(平成29年愛荘町条例第23号)、4つ目が愛荘町ゆめまちテラスえち条例(平成29年愛荘町条例第26号)でございます。

施行期日につきましては、いずれも令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長(村田 定君) これより議案第1号および議案第2号の質疑に入ります。質疑はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番(瀧 すみ江君) 11番、瀧 すみ江です。この第1号のところの付則の第2条に書いてありますけれども、今現在、町条例愛荘町個人情報保護条例というのがありますが、今回この条例の成立によって廃止されることになってはいますが、この町条例のほうにはオンライン結合による提供の制限というのが明記されております。今回定められました個人情報の保護に関する法律のほうでは、オンライン結合による提供の制限はありません。そういうことで、町条例の中でオンライン結合による提供の制限は、町がこのオンライン結合による提供の制限を定められた理由について答弁を求めます。

○議長(村田 定君) 総務政策監。

○総務政策監(生駒秀嘉君) お答えをさせていただきます。

オンライン結合による提供の制限でございますけれども、これにつきましては、今現在、法律のほうでということになるかというふうに思っております。おっしゃっておりますのが廃止の中でこういった文言があるという理由でございますけれども、オンライン結合につきましては、大量の情報漏洩とか、あと改ざんされるおそれがあることから、原則禁止の規定を定めているというようなところでございまして、ただ法令等の部分で定められている部分、そういったところとか、あと町の個人情報保護審査会で意見を聴取した上で問題ないと判断された部分につきましては、オンライン結合による情報提供というのは可能というふうに定めているところでございます。

○議長(村田 定君) 11番、瀧 すみ江君。

○11番(瀧 すみ江君) 今、個人情報保護に密接な関係がある事柄にマイナンバーカードによる個人情報保護があると思います。マイナンバーカードは個人情報漏洩などの問題も報道などでもされておりますし、大変そのような問題があると考えております。このマイナンバーカード、国がどんどん増やそうと進めているわけですから

ども、この個人情報保護に関する法律でマイナンバーカードの個人情報が本当に保護されるのかどうかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの取扱いにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律という、いわゆる番号法というものでございますけれども、これできつく縛りを設けていると、制限かけているという部分がございますし、あとマイナンバーカードにつきましてはプライバシー性の高い個人情報が基本的には記録されておられませんので、偽造防止のためにプラスして様々なセキュリティの対策もされておりますので、個人情報の漏洩が起きるということは一切ございません。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今回のこの条例が国の法律の成立によって町の条例が廃止されますのでリセットされたということになるわけですがけれども、その最大の目的は国が匿名加工情報制度と情報連携、先ほど言いましたオンライン結合を自治体に行わせることにあります。今申し上げました町の匿名加工情報を国に提供する場合の情報について、どういう情報を国に提供するのか、国がどういう提供を求めてくるのか、どのような方法で提供するのか、このようなことについて具体的な内容について答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

今、匿名加工情報ということでの御質問がございましたけれども、これにつきましては、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報ということになりまして、基本的に個人情報を復元することができないようにしたものであるということでございます。具体的には名前とか住所、生年月日の一部を削除するというので、識別されないということになるかというふうに思っております。

今回の条例の中につきましては、この匿名加工情報の提供についてという部分については、制定するかどうかというところについては任意ということになってございま

して、都道府県とか政令指定都市とかについては導入が義務づけられておりますけれども、その他の地方公共団体については当分の間、導入は任意とされていることから、当町では現時点において導入するということは予定しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより議案第1号および議案第2号の討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議案第1号 愛荘町個人情報保護法施行条例に対し、また議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例に対し、反対を表明します。

現在の愛荘町個人情報保護条例は、町の裁量で、本人同意、安全確認、オンライン結合禁止など個人情報保護が貫かれており、優れた条例であると感じています。本議案は、この条例を廃止してデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律の一環である個人情報の保護に関する法律の改定に伴い、その適用を受け、施行に必要な事項について定めるという内容です。

このことから、改定された個人情報の保護に関する法律そのものについて論じさせていただきます。デジタル改革関連法が施行されたことに伴い、国は地方に対して自治体独自の個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置を最小限に制限し、自治体が条例で国より強い規制をすることに縛りかけるといった内容が本議案です。条例リセットの最大の目的は、先ほども申し上げましたけれども、匿名加工情報制度（オープンデータ化）と情報連携（オンライン結合）を自治体に行わせることです。国は、教育、健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報の宝庫である自治体の保有する情報を吐き出させようというのです。

反対理由の第1は、個人情報保護をないがしろにしプライバシーを侵害するおそれがあるからです。既に国や独立行政法人が大量の個人情報ファイルを非識別加工し、民間利活用の提案募集にかけています。プライバシーに関わる情報を、本人が知らぬまに行政から民間へデータ提供するのがこの制度です。さらに、個人情報保護法制の

一元化により、地方自治体が独自に制定する個人情報保護の条例にも縛りがかかるものです。匿名加工した個人情報を外部提供するオープンデータ化も都道府県や政令市に義務化し、条例による個人情報のオンライン結合の禁止を認めないとしています。個人情報保護の仕組みを切り捨て、自治体で築き上げてきた保護のための制度を壊すこととなります。

第2は、地方自治に関する侵害です。この法律は国と地方自治体の情報システムの共同化、集約を掲げており、地方自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲の施策しか行えないことになりかねません。

以上、プライバシー侵害のおそれ、また地方自治に対する侵害の2点の問題点を訴えて、反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 議案第1号について、賛成討論を行います。

議案第1号 愛荘町個人情報保護法施行条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。これにより、当町も含めた各地方自治体においても国の共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなるため、現在の愛荘町個人情報保護条例を廃止し、改正後の法律の施行に必要な最低限の事項のみを法施行条例として整備されるものです。法施行条例に規定される開示請求に関わる手数料や開示請求などの手続に関わる規定についても、現行の個人情報保護条例の内容を引き継ぐものとなっています。また、法施行条例に規定する内容については、個人的に個人情報そのものの取扱いに直接影響を与えるものではなく、主に事務的な手続における規定内容を定めるものであり、町民への新たな負担等の影響を生じるものではありません。本町においても従来どおり個人の権利、利益を保護するための運用が求められていることから、個人情報保護の一層の充実を図られ、今後の行政運営で適切に施行されることをお願いし、各議員におかれましても御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第1号 愛荘町個人情報保護法施行条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（村田 定君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第4 議案第3号の審議の前に、追加日程第1 議提第1号を先に審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第1 議提第1号を先に審議することに決定しました。

◎議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1 議提第1号 愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。6番、森野 隆君。

【6番 森野 隆君登壇】

○6番（森野 隆君） それでは、お手元の資料、追加議事日程の1ページを御覧ください。

愛荘町議会議長、村田定様。

議提第1号 愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規程により、提出する。

提出者、愛荘町議会議員、森野隆。賛成者、愛荘町議会議員、小菅久宣、同上田太治、同高橋正夫、同外川善正。

制定の理由としては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事

項を定める必要があるため、町では愛荘町個人情報保護法施行条例を制定され、先ほど可決されました。

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されます。このことに伴い、愛荘町議会で共通ルールに沿った条例を制定するものです。

お手元の資料2ページから本文となっており、第1章は総則、第2章は個人情報等の取扱い、第3章個人情報ファイル、第4章は開示、訂正および利用停止、第5章雑則、そして第6章は罰則をそれぞれ定めており、愛荘町個人情報保護法施行条例と同一の内容であり、施行期日につきましても令和5年4月1日からです。

また、参考として、議会が保有する個人情報としては、請願、陳情の署名簿、傍聴人受付票、退職議員の情報などが挙げられます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議提第1号 愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例に対して反対を表明します。

議案第1号は愛荘町個人情報保護法施行条例でしたが、その議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されることに伴い、愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例が提出されました。こちらもデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一環である個人情報の保護に関する法律の改定に伴う条例制定です。

さきに審議されました議案第1号 愛荘町個人情報保護法施行条例と同じ理由、すなわちプライバシー侵害のおそれ、また地方自治に対する侵害の2点の問題点を訴えて反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 私は、議提第1号 愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例に賛成する立場から討論を行います。

国は現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法案の法律を新たに個人情報保護法に統合されました。

また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されます。

議会を除く地方公共団体の機関については法の直接適用となり、法施行条例の制定が必要です。本町でも、愛荘町個人情報保護法施行条例を制定され可決されました。

先ほど提出者からの説明がありましたように、地方公共団体の議会については、国会、裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されています。

これに伴い、全国議長会が示す共通ルールに従った整備や愛荘町の個人情報保護条例との整合性を踏まえた上で上程された条例です。

議員各位におかれましても御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議提第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議提第1号 愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第4、議案第3号 愛荘町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例までを一括議題にします。本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第3号 愛荘町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては、6ページから18ページ、説明資料については3ページとなりますので、よろしく申し上げます。

最初に議案書6ページをお願いいたします。議案第3号 愛荘町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案を提出するものでございます。

説明につきましては、説明資料の3ページをお願いいたします。

制定の理由でございます。国家公務員法等の一部を改正する法律および地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員等の定年年齢が延長されたことを受け、愛荘町職員についても同様の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございます。まず第3条でございますけれども、定年年齢の延長といたしまして、定年年齢を60歳から65歳に改定するものでございます。なお、制度完成時までについては定年年齢が2年に1歳ずつの移行となりますので、その部分を付則において規定をしております。具体的には、令和5年度および6年度では61歳を定年年齢とし、以降、令和7年度および令和8年度では62歳、令和9年度および10年度では63歳、令和11年度および12年度では64歳、令和13年度以降では65歳となり制度が完成となります。

次に、第6条から第8条では、管理監督職勤務上限年齢の導入でございます。定年延長が行われた後も、組織運営が硬直化することを避け円滑な世代交代を行うことを目的に、管理監督職、すなわち課長補佐級以上の職について、60歳を迎えた後の次の4月1日までに管理監督職以外の職、想定しているのが係長職ですけれども、その職へ異動させることの規定を整備したものでございます。

次に、第9条から第11条では、管理監督職勤務上限年齢の特例任用でございます。これは役職定年による後任等係長級等への想定ですけれども、異動ですけれども、それを行うことにより組織運営上に支障がある場合、職員の同意を得た上で定年年齢を迎えた職員を引き続き任用することができるなどの特例任用について新たに整備したものでございます。

次に、第12条から第13条では、定年前再任用短時間勤務制度の導入となります。60歳以降に退職した職員について、本人の希望により定年退職相当日当日までの間、短時間勤務の職に任用することができる定年前再任用短時間勤務職員制度を新たに整備したものでございます。

最後に、第14条では、規則への委任といたしまして、この条例の実施に関し必要

な事項は規則で定めるとしてございますので、よろしく申し上げます。

施行期日については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、関連いたしますので御説明をさせていただきます。議案書は19ページから28ページ、説明資料については15ページをお願いいたします。

まず最初、議案書19ページでございます。議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案を提出するものでございます。

説明資料については15ページをお願いいたします。

制定の理由でございます。地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、定年延長等に伴う関係条例の規定を整備するものでございます。

条例の要旨でございます。まず第1条では、愛荘町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正といたしまして、主な改正の部分については引用法令等の条番号が変更されたことを受けた整理でございます。

次に、第2条では、愛荘町職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部の改正といたしまして、それと関連します第3条の愛荘町懲戒の手続および効果に関する条例の一部の改正のこの2つの条例の主な改正につきましては、60歳を迎えた職員の給料が7割水準額になることに関する部分の整理となっております。

次に、第4条では、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の主な改正につきましては、引用法令の条番号変更および文言が変更されたことを受けて整理したものでございます。

第5条につきましては、愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正した理由でございますけれども、定年等に関する条例の改正によりまして、新設する特例任用された管理監督職員について、育児休業の取得を制限する規定の追加と、その文言整理となっております。

第6条につきましては、愛荘町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、主な改正といたしまして、60歳を迎えた職員について、次年度以降給料額を7割程度とする決定方法について規定するものでございます。

第7条につきましては、愛荘町職員の旅費に関する条例の一部の改正といたしまして、これは引用法令の条番号が変更されたことを受け、整理するものでございます。

続きまして、第8条では、愛荘町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正といたしまして、主な改正として、特例任用された管理監督職職員を派遣できる職員から除く規定の追加をしたものでございます。

第9条では、愛荘町職員の再任用に関する条例の廃止として、定年延長を受けて再任用職員制度が終了することから廃止するものでございます。

いずれも、施行期日については令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより議案第3号および議案第4号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号および議案第4号の討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 全員賛成であります。よって、議案第3号 愛荘町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第4号 地方公務員法の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第6、議案第5号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第5号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。議案書は29ページから32ページになります。説明資料については16ページをお願いいたします。

まず、議案書29ページをお願いいたします。議案第5号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案を提出するものでございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

制定の理由でございます。人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、令和4年12月に愛荘町職員の給与に関する条例を改正いたしましたけれども、今回その改正を受けまして、愛荘町会計年度任用職員についても同様の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございます。給料表の改定を行うもので、第4条関係の別表について、職務の級は1級で、号級については1号から93号までの給料月額を見直すものでございます。

ちなみに新旧対照表については17ページから27ページとなっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

施行日については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第5号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第7、議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例につき御説明をさせていただきます。議案書は33ページから改正条例等の説明資料28ページをお開きください。議案書33ページ、説明資料28ページをお開きください。

まず議案書33ページでございます。議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について、議案を提出するものでございます。

説明資料28ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。今回、滋賀県屋外広告物条例および滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部が改正され、令和5年4月1日から適用されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

許可基準の見直しにより、広告物の区分が変更になったことにより、愛荘町手数料条例の別表第2の見直しが必要となりました。また、県条例および県施行規則の改定前は公益性が高い広告物については手数料を免除していた経緯があることから、改正後も公益性が高い広告物が免除できるよう条文の追加をするものでございます。

改正の要旨でございます。第6条第1項中「8号」を「9号」とし、「第7号」の次

に次の1号を加えるもので、「8号」といたしまして、「別表第2に掲げる手数料であって当町が公益性が高いと認めたもの」を加えます。また、別表第2については28ページから29ページにございますが、こちらの部分の区分について改正をするものでございます。

改正後の条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

ちなみに、新旧対照表につきましては30ページからでございます。

以上、審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第6号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第8、議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。議案書が36ページ、説明資料32ページをお願いいたします。

議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を提出させていただくものでございます。

説明資料3 2ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。道路法施行令の一部が改正され、市町村における民間地価水準および地価に対する賃料の水準の変動等を反映したものに見直しが行われたことから、政令に準じて愛荘町道路占用徴収条例の一部の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。道路法施行令の一部が改正されることにより、占用料の額が固定資産評価額の評価替えおよび地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改正が行われたことにより、別表に定める占用料の額の改正を行うものでございます。

改正後の条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

33ページから37ページにつきましては、新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第9、議案第8号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第8号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の42ページ、改正条例と説明資料の38ページのお開きをお願いいたします。

まず初めに、議案書42ページを御覧ください。議案第8号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。

内容について説明資料で御説明申し上げます。38ページを御覧ください。

まず、改正の理由でございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日より施行され、出産育児一時金が引き上げられることに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、令和5年2月1日付健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴いまして、出産一時金の支給金額を40万8,000円から48万8,000円に改正するものでございます。

改正後の条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次ページの39ページにつきましては、新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第8号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第10、議案第9号 愛荘町家庭的保育事業等の設備お

よび運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第9号 愛
荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について、御説明申し上げます。

議案書の43ページ、それから説明資料の40ページをお開きください。

まず、議案書43ページをお開きをお願いいたします。議案第9号 愛荘町家庭的
保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、上記
の議案を提出させていただくものでございます。

内容については説明資料で御説明申し上げます。説明資料の40ページをお開きを
お願いいたします。

まず改正の理由でございますが、国が定める家庭的保育事業等の設備および運営に
関する基準について、厚生労働省令第159号、167号、175号により、家庭的
保育事業者における安全計画の策定、懲戒権の乱用の禁止の削除、自動車運行の際の
所在確認について改正されたことから、本条例においても所要の改正を行うものでご
ざいます。

改正の要旨でございます。厚生労働省令第159号の改正によるものとしまして、
家庭的保育事業者に対し、利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検、園外
活動を含めた園での生活の安全に関する安全計画を策定しなければならないこと。ま
た、感染症または食中毒が発生または蔓延しないように、職員に対し研修や訓練を定
期的に実施するよう努めなければならないことを追加するものでございます。

厚生労働省令第167号改正によるものとしまして、児童虐待の防止を図る観点か
ら、児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある民法第822条の親権
者の懲戒権が削除されたことにより、家庭的保育事業者に係る懲戒に係る権限の乱用
禁止を削除するものでございます。

もう1点、厚生労働省令175号改正によるものでございます。家庭的保育事業者
等に対し、園児の通園や園外活動のために自動車を運行する場合、乗降車の際、点呼
等により園児の所在を確認しなければならないこと、また通園用の自動車を運行する
場合は、園児の見落としを防止するブザー等の装置を自動車の備え、これを用いて園
児の所在を確認しなければならないことを追加するものでございます。

改正後の条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

41ページから47ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第9号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第11、議案第10号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第10号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書は46ページ、説明資料につきましては48ページをお開きください。

まず初めに、議案書46ページを御覧ください。議案第10号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出させていただくものでございます。

内容については説明資料で御説明いたします。48ページをお開きください。

まず、改正の理由でございます。国が定める特定教育・保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準について、内閣府で第65号により懲戒に係る権限の乱用禁止について改正されたことから、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある民法第822条の親権者の懲戒権が削除されたことにより、特定教育・保育施設の権利者に係る懲戒権に係る権限の乱用禁止を削除するものでございます。それに伴い、目次中および条文中の条のずれを改めるものでございます。

改正の条例は、公布の日から施行するものでございます。

49ページから52ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第10号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第12、議案第11号 愛荘町放課後児童健全育成事業

の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君) それでは、議案第11号 愛
荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について御説明申し上げます。

議案書の47ページ、説明資料については53ページをお開きください。

まず初めに、議案書47ページを御覧ください。議案第11号 愛荘町放課後児童
健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、上
記の議案を提出させていただくものでございます。

内容については説明資料で御説明申し上げます。53ページを御覧ください。

まず、改正の理由でございます。国が定める放課後児童健全育成事業の設備および
運営に関する基準について、厚生労働省令第159号、175号により、放課後児童
健全育成事業者における安全計画の策定、自動車運行の際の所在確認について改正さ
れたことから、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。厚生労働省令第159号改正によるものとして、放課後
児童健全育成事業者に対し、利用者の安全確保を図るため、設備の安全点検、事業所
外活動も含めた事業所での生活の安全に関する安全計画を策定しなければならないこ
と、また感染症や非常災害の発生時の業務継続計画を策定するよう努めなければなら
ないこと、さらに感染症または食中毒が発生または蔓延しないように、職員に対し研
修や訓練を定期的実施するよう努めなければならないことなどを追加するものでご
ざいます。

厚生労働省令第179号改正によるものとしまして、事業者に対し児童の通所や施
設外での活動のために自動車を運行する場合、乗降車の際、点呼等により児童の所在
を確認しなければならないことを追加するものでございます。

改正後の条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

54ページから56ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(村田 定君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(村田 定君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第11号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第13、議案第12号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育振興課長（上林市治君） それでは、議案書49ページ、説明資料は57ページが改正理由、58ページが新旧対照表でございます。

議案第12号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例でございます。

今回改正の理由といたしまして、博物館法第18条の規定が削除されたことから、条例の設置根拠が博物館法からなくなったことから、第1条の設置規定を次のように改正するものでございます。

第1条設置、町民の教育、学術および文化の発展に寄与するため、博物館法第2条第2項に規定する公立博物館として本町に博物館を設置するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第12号 愛荘町立歴史文化博物館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第14、議案第13号 町道の路線の認定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、議案第13号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書50ページをお願いいたします。議案第13号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて、上記の議案を提出するものでございます。

次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるとでございます。いずれの路線も新規でございます。

路線番号E245、路線名、愛知川鶴上川1号線、起点、愛知川字下川原1075番8、終点、愛知川字淵ノ下1160番15。路線番号E246、路線名、愛知川字鶴上川2号線、起点、愛知川字鶴上川1125番14、終点、同1129番5。路線番号E247、路線名、愛知川鶴上川3号線、起点、愛知川字下鶴上川1125番17、終点、同1129番7。路線番号E248、路線名、石橋五位田3号線、起点、石橋字北乞27番14、終点、同27番20。路線番号E249、路線名、川原高畑1号線、起点、川原字鳥入414番26、終点、川原字仙入428番9。路線番号E250、路線名、川原高畑2号線、起点、川原字鳥入414番12、終点、同414番16。路線番号E251、路線名、サントウン1号線、起点、長野字下川原2094番8、終点、長野字藤ノ木2017番19。路線番号E252、路線名、長野亀川

原線、起点、長野字亀川原2379番1、終点、同2379番12。

認定の理由につきましては、分譲住宅により整備されました開発道路につき、町道として認定するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第13号 町道の路線の認定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第15、議案第14号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第14号 損害賠償の額を定めることについてを御説明させていただきます。

議案書52ページをお願いいたします。議案第14号 損害賠償の額を定めることについて。損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1番、相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

2、事故の概要でございますけれども、令和4年7月19日火曜日13時20分頃、愛荘町愛知川5番地10地先交差点にて、公用車と相手方の運転する車両との出合頭

事故が発生し、双方の車両に損害が生じた。また、その事故により相手方の車両は、道路標識および法人が掲げる看板に衝突したものでございます。

3、損害賠償金でございます。本件事故の過失割合は、相手方80%、愛荘町20%とする。よって、愛荘町は本件事故の賠償金として、まず相手方車両分として8万7,412円、道路標識分として2万1,780円、法人の看板分といたしまして6万2,700円、合計17万1,829円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第14号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（村田 定君） 暫時休憩をします。再開を4時15分からとします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時15分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第16、議案第15号 令和4年度愛荘町一般会計補正

予算（第9号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議案第15号を御説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。予算書のほうで御説明させていただきます。

令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,796万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,046万1,000円とするものでございます。

第1条第2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正ですけれども、今回の補正につきましては、年間における事業の実績による見込額について精査いたしましたもので、それに伴います予算の増減のみの補正となっております。新たに展開する事業等はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、歳入から御説明をさせていただきます。上段からでございます。

1款町税、補正予算額が1億1,514万1,000円の増、補正後予算額が30億9,476万1,000円。内訳でございます。1項町民税、補正予算額が3,016万2,000円の追加、12億3,758万2,000円となるものでございます。続きまして、その下、2項固定資産税、補正予算額が7,034万2,000円の追加で、後の予算が16億1,434万2,000円となるものでございます。3項軽自動車税、補正額が194万3,000円の減、後が8,625万7,000円となります。4項町たばこ税で、補正額が1,658万円で、後が1億5,658万円となります。

続きまして、2款地方譲与税でございます。補正予算額が388万2,000円の減額、後の予算が7,943万6,000円となるものでございます。内訳です。1項地方揮発油譲与税、予算額補正額が180万3,000円で、後が2,080万3,000円、次に2項自動車重量譲与税で、補正額が563万6,000円の減、後が5,451万3,000円となるもの、4項で森林環境譲与税で、補正額が4万9,000円の減、後が412万円。

続きまして、その下の3款の利子割交付金となります。49万円の減ということで、

195万1,000円となります。内訳が、1項で利子割交付金で同額でございます。

続きまして、4款の配当割交付金で、補正額が790万1,000円で、後が1,930万1,000円、1項の配当割交付金で同額でございます。

続きまして、5款の株式等譲与所得割交付金、補正額が587万8,000円の減、後が1,297万4,000円で、1項についても同額。

その下、6款の法人事業税交付金でございます。461万円の増で、後が6,010万3,000円となります。1項で同額。

7款で地方消費税交付金といたしまして、4,510万7,000円の増、後が5億84万4,000円となっております。1項同額でございます。

続きまして、8款の環境性能割交付金で224万1,000円の増、後が1,533万6,000円となっております。

続きまして、もう款で言わせていただきます。9款地方特例交付金で243万3,000円の減、後が3,040万8,000円となっております。

10款地方交付税で4,725万8,000円の増で、25億2,661万6,000円となっております。

11款交通安全対策特別交付金で9万8,000円の減で、後が173万円となっております。

12款分担金および負担金、442万5,000円の減で、補正後が5,543万5,000円となっております。

13款使用料および手数料で413万円の減で、後が4,837万9,000円。1項使用料で413万4,000円の減、3,469万8,000円となっております。2項手数料で4,000円の増、1,368万1,000円となっております。

14款国庫支出金で2,662万2,000円の増といたしまして、後が18億8,740万9,000円となっております。内訳でございます。1項で国庫負担金が586万3,000円の減、後が8億7,006万7,000円でございます。2項国庫補助金で3,248万5,000円の増、10億1,343万4,000円となっております。

次、15款県支出金で、5,895万7,000円の減、7億1,113万7,000円となっております。内訳でございます。1項県負担金で161万6,000円の減、後が3億8,606万9,000円となっております。2項県補助金、3,422万5,

000円の減で、2億5,572万7,000円となっております。3項委託金で、補正額が2,311万6,000円の減、後が6,934万1,000円となっております。

16款財産収入、1項も財産収入で、補正額が121万6,000円の減で、287万9,000円となっております。

次、17款寄付金でございます。2,825万6,000円の減で、後が8,624万5,000円となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。18款繰入金でございます。補正額が8億4,425万2,000円の減、補正後が2億9,464万4,000円となっております。内訳が、1項の特別会計繰入金1,572万3,000円の増、後が1,572万4,000円となっております。2項基金繰入金といたしまして8億5,997万5,000円の減で、2億7,892万円となっております。

19款繰越金で、1項も繰越金といたしまして4億4,921万7,000円の増ということで、後が4億9,921万7,000円となっております。

20款諸収入といたしまして、補正額が285万5,000円で、後が2億5,457万6,000円。内訳が1項遅延金、加算金および過料ということで139万1,000円の増、後が299万1,000円となっております。3項貸付金元利収入ということで476万6,000円の増、後が863万2,000円、4項受託事業収入ということで22万5,000円の減、後が890万7,000円となっております。5項雑入で307万7,000円の減で、後が2億3,403万2,000円となっております。

最後、21款の町債ということで、1項町債、補正額が8,490万円の減ということで、補正後が14億3,624万4,000円となっております。

収入合計につきましては、補正前予算額が119億5,842万6,000円、補正予算額につきましては3億3,796万5,000円の減となっております。補正後の予算額が116億2,046万1,000円となっております。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。まず一番上からです。

1款の議会費1項議会費で、補正予算額が378万4,000円の減で、補正後の予算額が9,587万3,000円。

2款総務費でございます。6,292万6,000円の減で、後が12億8,786万

5,000円。内訳でございます。1項総務管理費が3,821万7,000円の減で、後が10億6,956万9,000円、2項の徴税費でございますけれども、20万円の減、後が1億1,074万1,000円となっております。3項戸籍住民基本台帳費でございます。115万1,000円の減で、7,004万6,000円となります。4項が選挙費でございます。2,293万8,000円の減ということで、補正後が3,191万3,000円となっております。6項監査委員費ということで42万円の減、48万7,000円となります。

その下でございます。3款民生費、補正額は3,992万4,000円の減、後が33億5,349万円となっております。内訳でございます。1項社会福祉費で375万9,000円の増、19億8,162万9,000円となります。2項児童福祉費で4,368万3,000円の減、後が13億7,186万1,000円となっております。

その下、4款衛生費1項保健衛生費でございます。3,415万円の減で、後が9億210万3,000円となっております。

その下でございます。5款労働費1項労働諸費でございます。補正予算額が7万円の減で、補正後が170万7,000円となっております。

その下、6款農林水産業費でございます。3,688万4,000円の減で、2億9,465万6,000円となっております。内訳が1項農業費、減額といたしまして3,669万4,000円、後が2億8,626万3,000円となっております。2項林業費でございます。19万円の減で、839万3,000円となります。

次、その下7款商工費でございます。1項商工費、補正予算額が799万2,000円の減で、後が2億832万8,000円となっております。

8款土木費でございます。6,335万4,000円の減で、12億6,815万3,000円となります。

6ページをお願いいたします。内訳でございます。1項土木管理費でございまして96万円の減、後が5,064万3,000円、その下2項道路橋梁費6,035万4,000円の減で、補正後が6億4,474万2,000円、3項河川費でございます。209万4,000円の減といたしまして、後が1,870万7,000円、4項都市計画費で63万円の増、5億2,799万3,000円となっております。5項住宅費といたしまして57万6,000円の減、後が2,606万8,000円。

その下、9款消防費でございます。1項消防費、補正額が130万8,000円の減、

後が4億5,762万円となっております。

10款教育費でございます。5,652万5,000円の減といたしまして、後が26億9,027万2,000円。内訳でございます。1項教育総務費2,750万2,000円の減で、15億2,072万5,000円、2項小学校費でございます。541万5,000円の減、1億2,384万1,000円となっております。続きまして、3項中学校費でございます。423万1,000円の減といたしまして、後が7,278万8,000円、4項の幼稚園費といたしまして185万7,000円の減、後が1億9,697万4,000円、5項の社会教育費といたしまして1,308万7,000円の減で、後が3億8,882万7,000円、6項保健体育費でございます。補正額が443万3,000円の減、後が3億8,711万7,000円となっております。

その下、12款公債費でございます。1項公債費、補正予算額が42万3,000円の減、後が9億6,240万9,000円となっております。

続きまして、13款諸支出金で2の基金費でございます。補正額が3,062万5,000円の減、補正後が9,298万5,000円となっております。補正前予算額、補正額、補正後の予算額については収入額と同額となっております。

次、ページ戻りまして1ページのほうをお願いいたします。予算書の1ページでございます。

第2条の部分でございます。繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費については、第2表繰越明許費によるもの、その下の第3条でございます。地方債の変更についても、第3表 地方債補正によるものでございます。

それでは、それぞれ説明をさせていただきますので、まず補正予算書の7ページをお願いします。7ページでございます。

第2表 繰越明許費として2つございます。1つ目、6款農林水産業費1項農業費、事業名が西部地域土地改良外周測量事業で、繰越金額が4,650万円でございます。2つ目でございます。10款教育費5項社会教育費、事業名が文化施設衛生環境等改善事業で、金額については5,647万1,000円でございます。

以上が繰越明許費の説明となります。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページでございます。

第3表 地方債の補正でございます。まず上段からでございます。合併特例債の限

度額を4億4,470万円から4億1,840万円とするものでございます。その下、公共事業等債の限度額を4,530万円から6,440万円に、次に地方道路等整備事業債の限度額を4億1,510万円から3億3,560万円に、次に緊急自然火災防止対策事業債の限度額を4,400万円から3,850万円に、次に学校教育施設等整備事業債の限度額を4億5,970万円から4億2,720万円にするもの、一番下でございませぬ。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の限度額をゼロから3,980万円とするものです。

いずれも、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませぬ。

次、9ページからですけれども、ここからは事項別明細書となっております。

最後、ページ飛びますけれども、51ページをお願いいたします。

51ページからは給与費明細書でございませぬ。給与費についても実績見込みによる増減となっております、51ページが特別職の補正予算、52ページから54ページまでが会計年度任用職員も含めた一般職の補正予算となっております。

以上、令和4年度一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。

御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。3点について質疑します。

17ページ、18ページ、24ページ、事項別明細に対して、それぞれ歳入のところですが、減額についての説明を求めます。

17ページの民生費国庫負担金、児童福祉費負担金、その中で保育士等処遇改善臨時特例交付金140万円の減額補正が出てるわけで、その説明をお願いしたいと思います。

そして、18ページ、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度関係補助金、個人番号カード交付事業費補助金が526万円減額補正になってるわけで、その要因をお尋ねいたします。

24ページ、雑入です。総務費雑入の湖東圏域公共交通活性化協議会返戻金が当初予算は333万8,000円で計上してございませぬ、補正は143万8,000円の減額で、かなり返戻金が減っていると、減額になっているということへの要因をお尋ねします。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 私のほうから、御質問のありました18ページの国庫支出金の2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の16節の個人番号カード交付事業費補助金の526万円の減額のほうにつきまして御説明させていただきます。

当該部分の補助金に対する部分につきましては、システム等に係る部分の補助金でございます。その補助金につきましては、当初の見込みのところシステムベンダーが積算した見積額の部分で当初予算を計上しておりましたが、実際、業務に当たるに当たりまして事業精査をしたところ、見積額との差分が発生しましたので、その分の国庫補助金額を減額したものでございます。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 17ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金（新型コロナウイルス対策）の減額になった分について御説明させていただきます。

これにつきましては、コロナ禍における、特に学童保育所になりますが、そちらのほうの処遇ということで手当に当たるものが支給されるものですが、今回この中で、当初、学童保育所につきまして6学童保育所のほうの予算を見ていましたが、1学童につきましては処遇改善のほうを行わないということ、実際に指導員に対して処遇改善を行わないというわけではないんですけど、実績において処遇改善が行われなかったもので、この分の1学童分が減額になったものでございます。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 24ページ、総務費雑入の湖東圏域公共交通活性化協議会の返戻金143万8,000円の減額についてでございます。

この返戻金の減額につきましては、1市4町で運営しております愛のりタクシーの経費に係るものでございます。愛のりタクシーの経費につきましては1市4町で負担いたしまして、この活性化協議会へ支出をいたしております。活性化協議会のほうからタクシー業者のほうに支払われるというような流れになっております。その中で、この愛のりタクシーの運行経費につきましては国の補助が充当されているということで、この国の補助金の交付の後、その補助金分は各市町のほうに返戻金として分配されるものでございます。本年度でございますけれども、愛のりタクシーの利用者が増加いたしましたことによりまして、運行経費のほうも最終的に増加するということで、この返戻金との相殺を行うということで143万8,000円の減額になったとい

うようなことでございます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 補正予算の34ページ、子育てエール米配布業務委託料184万8,000円の減、子育てエール米事務委託料10万円の減ですかね。これの清算されたんだろうと思うんですけど、今日までの経過、1月までの引取り経過等についての報告、今現在の報告をお願いしたいと思います。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） それでは、子育てエール米の現在の状況について、御報告させていただきます。

現在、配布を行いました世帯につきましては、3,301人分につきまして配布をさせていただいております。未引渡しとなっておりますのが163人分、この中には既に転出しておられる方や海外のほうに出られているような方とか含まれてます。配布率につきましては、当初の予定の3,464人に対しましては95.29%の配布が行われた状況となっております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 163人引取りに来られてない。今後はどうされるんですか。結局、この事業、お米残った部分はどのような形になっていくのか。返還されていくにおいてもお米も残っているところもあろうかと思うんですけど、そのことについての報告、今後の方針について説明だけください。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） この用途につきましては、実際行いました3課のほうで話し合いを行い、その後そのほうで決済を受けましたが、対応としましては、コロナ禍における経済状況の悪化ということもございますので、民間の保育園、そしてサンタナ学園等に配布のほうを行っていきたいと考えております。

○議長（村田 定君） ほかに質疑はありませんか。5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 河川愛護の関係でちょっとお尋ねをしたいと思います。県費の収入を見てますと、20ページですけれども、河川愛護の補助金が68万3,000円の当初見込みより増となってまして、支出のほうの41ページの河川愛護作業補助金が115万1,000円の減というような形。この整合からすると、当初見込みして

いた県の補助金は実績によって増やしていただいているんですけども、その支出分が減っている。この支出については、集落単位、自治会単位での支出の積算での減だと思うんですけども、この収入と支出の関係と、昨年度に比べて今年度、この河川愛護の補助金が減じたということについては、どっかの集落、自治会が今までやってた河川愛護ができなくなったとか縮小したとか、こういった形での減になったのか、入りとの関係と支出の要因について教えていただきたいと思います。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問いただきました河川愛護の部分でございますが、まず20ページの1目土木費県補助金の1節の河川費補助金ということで68万3,000円の増となっております。こちらのほうにつきましては、今、村西議員おっしゃられたとおり、県が対象とされる一級河川等の河川愛護作業の対象範囲の精査という形で、補助金のほうが増額となっているというふうに考えております。

また、41ページの1目河川総務費の中の18節負担金、補助および交付金の河川愛護作業補助金につきましては、115万1,000円の減額ということになっております。こちらにつきましては、事業内容の変更による減という形で減額のほうはさせてはいただいているんですが、申し訳ございません、ちょっと詳細な自治会というのはこの場では把握できておりませんが、一部普通河川等の除草作業につきましても当町で補助金を交付して河川愛護作業の補助として見込んでおりましたが、一部自治会等から、やはり高齢化等によって急な法面の作業等がなかなかできないということで、一部範囲の作業のほうを見合わせられたとかいう形がございましたので、当初予算から減額をさせていただいて交付のほうはさせていただいているというところで、一定その面積等による精査で町のほうの補助金は減額とさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第15号 一般会計補正予算（第9号）に反対します。

マイナンバーカードが住民基本台帳に記載されているものの、申請に基づき発行、そして交付されると定めています。すなわち、申請するか否かは住民の任意でありま

す。なのに、大型商業施設などと連携しマイナポイントを付与してマイナンバーカードの申請を誘導することは、番号法の趣旨に反する疑義があると言えます。また、医療窓口における診療受付での本人確認をマイナンバーカードに限定させて番号法の取得を強制する国の手法を糾弾します。番号法の取得は本人の任意です。強制的にマイナンバーカードの取得を進めるために医療保険事業において保険証の交付を廃止することは、保険税（料）を納付している町民への差別的行為であり、町民の人権を保障する観点からもゆがんだ政治だと言えます。あらゆる手法を用いて強制的にマイナンバーを取得させることによって、岸田政権の新しい資本主義と称してのデジタル社会の形成、それによって個人情報集中、一元化する国の仕組みづくりと社会の推進です。デジタル社会の形成を契機として、町民の個人情報を経営資源にすることで、少数の者が経済的支配力を強くする社会へと進む新しい資本主義は、町民、国民との格差は拡大し、町民、国民との矛盾の高まりは避けられません。この社会の流れは国家介入が強化される社会へと変遷していく、このことを警鐘を鳴らします。格差拡大が進む中で、僅かな年金での町民生活は脅かされています。こうした中で町民生活を支援するのが政治の仕事です。

有村町政は、町民への支援は経常経費比率が高まり、町の財政運営を脅かすとして、築き上げてきた町民支援を削減や後退をさせてきました。では、町民生活を支援する財源はどこにあるかということになります。幼稚園送迎業務委託料は1,980万円です。毎年度の財政調整基金の推移や過去の4年間の一般会計決算、実質収支額からも町民の移手段の充実はできます。介護激励金でも、他市町は廃止、縮小しているとの理由を持ち出し減額しました。ここにも我が町の我が町民に対する配慮のなさが見えます。僅か年間100万円増額すれば、介護激励金を月5,000円の支給に戻すことができます。毎年行っても財源不足は生じません。

町民への支援を求めて、反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 議案第15号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも、実績および今後の見込みを的確に把握し、全体として適切な増額や減額の補正を計上されております。また、西部地域の土地改良事業に関わる外周測量事業、ハーティセンターのトイレ改修事業である文

化施設衛生環境等改善事業に対して繰越しの手続を適切に行われております。

以上、ほかにも事業完遂見込みなどによる補正を実施され、各事業の進捗の把握が愛荘町全体として確実に行われていることも分かりました。

本件補正予算は令和5年度の新年度へつなぐ重要な補正でもあることから、引き続き適正な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 本案に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

本案は実績見通しに基づく補正予算であるということは承知しておりますが、私以外にも含めて各議員から、全員協議会や一般質問の中で、農業支援や集落内除雪および空家対策に対する朽ちたる空家に対する補正についても全く盛り込まれておりません。これらの要求が少しでも入る余地は十分にあったと思います。例えば、空家対策事業については、251万1,000円からの予算残があります。これらについても議員等の要望について前向きに検討しようという意思が認められないと思いますので、反対といたします。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第15号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第17、議案第16号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） それでは、議案第16号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。補正

予算書の55ページをお開きください。55ページをお願いいたします。

令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,572万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,573万3,000円とするものでございます。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款財産収入1項財産売払収入におきまして、補正予算額1,572万3,000円の追加で、補正後予算額は1,573万2,000円でございます。

歳入合計といたしましては、補正前予算額1万円に補正予算額1,572万3,000円を追加し、補正後予算額は1,573万3,000円でございます。

続いて57ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款諸支出金1項繰出金におきまして、補正予算額1,572万3,000円の追加で、補正後予算額は1,572万4,000円でございます。

歳出合計といたしましては、補正前予算額1万円に補正予算額1,572万3,000円を追加し、補正後予算額は1,573万3,000円でございます。

次の58ページから61ページまでが事項別明細書でございます。

以上、令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算の御説明とさせていただきます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この件については全協でも、実態とか詳細の説明を頂きました。その後、原課に具体的に聞きに行きました。また、関係者にも少し聞いてきました。非常に残地処分というか、本当に難しさ。ただ、私自身はやはり20年前に道特法が執行しているという状況の中で、もう20年経過しても今なおこういう状況があるということを真剣に受け止めなければならないというところで、全協で聞いたときには、本来法律に基づいた事業が行われているもとでも、要するに

9,000円で買い取って8,000円で売り渡すということでその状況を改善していくということがされていたんですが、それが大きくその約束事が変わっていったと。変わっている要因は何かと言えば、確かに残地があまりにも著しく変則というか、狭隘というか、用途をなさないというか、そういう土地であったというのも確かであります。しかし、だからといって果たしてそういう状況をいつまでも残していいのかどうかというのは、改めて問いかけなければならないと思っています。非常に苦心するところですが、本当に一般施策化にしていけないといつまで経っても解決していかない、その足がかりもつくれないと思うんです。ですから、今後どのようにこの問題を、当然、地域の地元の人たちの努力なしではこれは解決しないんですが、どのように考えているのか聞いておきます。

○議長（村田 定君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 土地取得造成事業特別会計につきましては、御承知のとおり、同和対策事業におきまして不良住宅の買収を町が行いまして、そしてその取得した土地をまた地域の方へ整理をして還元して譲渡を進めていくというような目的で実施をしているところでございます。特に、議員からもおっしゃられたように、分譲宅地として整備をするような土地については今の基本どおりの8,000円という形で処分をしているわけなんですけど、どうしても隣地払下げの用地につきましては、事業によって区画整理した残りの土地ということで、布の切れ端のような土地もたくさんございます。隣接の方にこの土地を買ってもらえないかとも、隣接の方しか買っていただけの方はなかなかないということで交渉するんですけども、「もう土地は結構です」、あるいは「面積が小さい、形状も悪いのもう少し価格を見直してもらえないか」というような経過の中で、住環境整備推進委員会、地元の推進委員会のほうと令和3年度に度重なる協議をした結果、基本は8,000円でございますけれども、隣地払下げについては平米当たり4,000円、また基準に満たない土地で形状も間口、奥行きが非常に立地条件の悪い土地については6,000円という形で、こういう価格で見直しを行いまして、推進委員会で決定を頂き、昨年3月の全員協議会でも御説明を申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、この事業によって残ってる残地がある限りには、やはり実体的な差別というものがまだ残ることが懸念をされるわけでありまして、一刻も早く土地の処理をしていきたいと、そしてどうしても残った土地については一般

施策に移行していきたいと、令和3年から5年計画で進めておりますので、町も地元の推進委員会と一体となってこの事業に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（村田 定君） ほかに質疑はありませんか。
〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。
〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。
〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。
これより議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第16号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第18、議案第17号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第17号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。補正予算書の62ページをお開きください。

令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,671万円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。今回の補正予算につきましては、令和4年度末を控えまして、歳入歳出ともに決算見込みを実施し精査した結果を予算措置しようとするため、補正をお願いするものでございます。歳入歳出ともに項の額で御説明をさせていただきます。

まず歳入の部でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税は1,416万円を減額。7款県支出金2項県補助金は96万9,000円を追加。10款繰入金1項他会計繰入金は119万6,000円を減額、2項基金繰入金は10万2,000円を減額。11款繰越金1項繰越金は1,912万9,000円を追加。12款諸収入3項延滞金、加算金および過料は130万円を追加するものでございます。

歳入の総額は補正前予算額18億9,077万円に補正予算額594万円を追加し、補正後予算額18億9,671万円とするものでございます。

続いて、64ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。8款保健事業費1項保健事業費は159万8,000円を減額、2項特定健康診査等事業費は1,000万円を減額。10款諸支出金2項基金積立金は1,753万8,000円を追加するものでございます。

歳出の総額は、補正前予算額18億9,077万円に補正予算額594万円を追加し、補正後の予算額を18億9,671万円とするものでございます。

次のページの65ページから69ページは事項別明細書でございます。

以上で、国民健康事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この状況はもう一般質問でも言っているわけであるんですが、そこに加えてこの補正が年度末において、延滞金、加算金、こうしたものに非常に結果として補正前の金額に同等となるような補正がなされてきていると。いかに税の徴収業務が厳しくなっているかと。その実態は、結果、払いたくて

も払えない人に厳しい徴収業務が行われてるという反映だと考えて、この点を本当に国民皆保険の制度を守っていくと、守るといえるのは本当に使うという意味での守っていくであります。こういう点を本当に保障していくということを申し上げて反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、賛成の立場から討論をいたします。

私は、議案第17号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に賛成する立場から討論を行います。

我が国では、国民の誰もが病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、全ての人々が医療保険に加入することとなっており、国民健康保険制度は国民皆保険を持続するための中核としての役割を担っているものです。しかしながら、加入者の高齢化、被保険者数の減少や医療の高度化により運営は厳しく、国民皆保険を将来にわたって堅持し持続可能な医療保険を構築するため、平成30年度から県が財政運営の主体となりました。今回の補正予算については、年度末を見据えて国保税の収納見込みや保険給付費、交付金および繰入金の額の確定をはじめとする歳入の精査、保険事業費並びに特定健康診査等事業費の執行見込みに伴う歳出の精査および今後の支出への備えが行われたものであります。

以上の理由により、承認について賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき、本補正予算の承認に御賛同お願い申し上げます。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第17号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第19、議案第18号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第18号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の70ページをお開きください。令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,043万4,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。

今回の補正予算につきましては、令和4年度末を控えまして、歳入歳出ともに決算見込みを実施し精査した結果を予算措置しようとするため、補正をお願いするものでございます。歳入歳出ともに項の額で御説明を申し上げます。

まず歳入の部でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料は237万7,000円を追加、4款繰入金1項一般会計繰入金は628万9,000円を減額、5款繰越金1項繰越金は65万6,000円を追加、6款諸収入5項雑入は93万1,000円を追加するものでございます。

歳入の総額は、補正前予算額2億2,275万9,000円に補正予算額232万5,000円を減額し、補正後予算額2億2,043万4,000円とするものでございます。

続いて、72ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費は財源補正で、予算額に変更はございません。2款広域連合納付金1項広域連合納付金は232万5,000円を減額するものでございます。

歳出の総額は補正前予算額2億2,275万9,000円に補正予算額232万5,

000円を減額し、補正後予算額2億2,043万4,000円とするものでございます。

次のページ、73ページから76ページは事項別明細書でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第18号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第20、議案第19号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第19号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

補正予算書77ページをお開きください。令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,615万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億

6,737万5,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

次ページの第1表 歳入歳出予算補正で御説明をさせていただきます。

今回の補正予算については、令和4年度末を控えまして、歳入歳出ともに決算見込みを実施し精査した結果を予算措置しようとするための補正をお願いするものでございます。歳入歳出とも、項の額で御説明申し上げます。

歳入でございます。1款保険料1項介護保険料は500万7,000円を追加するものです。3款国庫支出金1項国庫負担金は450万円の減額、2項国庫補助金は248万4,000円の減額、4款支払基金交付金1項支払基金交付金は644万9,000円の減額、5款県支出金1項県負担金は179万1,000円の減額、2項県補助金は71万4,000円の減額、8款繰入金1項一般会計繰入金は613万4,000円の減額、2項基金繰入金は909万3,000円を減額するものでございます。

歳入の総額は、補正前予算額15億9,353万3,000円から補正予算額2,615万8,000円を減額し、補正後予算額15億6,737万5,000円とするものでございます。

次のページ、79ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費は17万5,000円の減額、3項認定審査会費は84万8,000円の減額、4項運営協議会費は116万7,000円の減額、2款保険給付費1項介護サービス等諸費は1,819万2,000円の減額、2項介護予防サービス等諸費は56万8,000円の追加、3項高額介護サービス等費は10万1,000円を減額、6項特定入所者介護サービス等費は163万1,000円の減額、4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業が77万6,000円の減額、3項介護予防・生活支援サービス事業費は383万円の減額、4項一般介護予防事業費は68万9,000円の減額、6款諸支出金2項基金積立金は68万3,000円の追加とするものでございます。

歳出の総額は、補正前予算額15億9,353万3,000円から補正予算額2,615万8,000円を減額し、補正後の予算額を15億6,737万5,000円とするものでございます。

次のページ、80ページから89ページは事項別明細書でございます。

また、90ページにつきましては補正後の特別職給与費明細書でございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第19号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）に反対を行います。

補正予算説明にあるように年度末の清算という主きにおいて、結果としてこの清算金が残念ながら基金積立といたしますか、そういうところに残っていくということになっています。令和3年度の決算で約5,984万円積み立てられて、そこに今回で7,000万円の基金ということになってきます。ということは、当初この介護事業を進める上で基金を取り崩して財政の安定を図ると、その趣旨は分かるわけですが、実際は結果としてその3か年のうちに基金が戻るということは、いま一度こうした協議会の中で真剣に協議をしていただきたい。本当に基金の運用をどのようにしていくのか。やはりデータの的にそれは見えてくるはずなので、このことを申し上げて反対討論いたします。

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。議案第19号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、賛成の立場から討論を行います。

私は、令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）に賛成する立場から討論を行います。

介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって20年余り経過し、各種サービスの浸透により、利用者が安心して生活を送り、また介護者の負担も軽減される制度として確立されました。令和4年度は第8期介護保険事業計画の2年目ではありますが、新型コロナウイルス感染症が高齢者の生活様式にも大きな影響を及ぼし、居宅サービスが減る一方、施設サービスが増える現状が起きています。今回の補正については、年度末を控え、歳入面では普通徴収の対象保険者の増加による介護保険料の増額を、歳出の実績見込みによる各負担金や補助金、繰入金、それぞれの負担割合に応じられています。また、歳出面においても、実績見込みにより不要となった事務経費

の減額を、各サービス給付事業の保険給付費の増額や地域支援事業費における減額がなされたものです。今後も必要なサービスの提供体制の充実や地域支援事業における介護予防事業の推進を図っていただき、介護保険制度の理解促進にも努めていただくことをお願いし、第5号補正予算を承認し賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき、御賛同お願いし、討論を終わります。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第19号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第21、議案第20号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、議案第20号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。補正予算書の91ページをお願いいたします。

この下水道会計の補正でございますが、決算見込みの精査によるものが主なものでございます。

第1条、令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入および支出の補正第2条でございます。令和4年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。項により説明をさせていただきます。

収入でございます。第1項営業収益550万9,000円の減額、第2項営業外収益31万5,000円の減額で、合計582万4,000円の減額。第1款合計が12億

287万9,000円でございます。

その下、支出でございます。第1項営業費用75万円の増、第2項営業外費用581万円の減額、合計506万円の減額でございます。第1款の合計が10億1,629万6,000円でございます。

続きまして、92ページをお願いします。資本的収入および支出の補正第3条でございます。令和4年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。こちらも項において御説明をさせていただきます。

第1項企業債が630万円の減額、第2項補助金776万2,000円の増額、第3項分担金が519万4,000円の減額、第4項負担金204万6,000円の減額、第5項その他資本的収入については50万円の減額でございます。

資本的収入の補正額は627万8,000円の減額で、合計が4億8,765万8,000円でございます。

その下、支出でございます。第1項建設改良費618万6,000円の減額、第2項企業債償還金が40万8,000円の増額、第3項その他資本的支出が50万円の減額でございます。計627万8,000円の減額で、第1項の合計が8億3,233万8,000円でございます。

企業債の補正第4条でございますが、令和4年度愛荘町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更するものでございます。流域下水道事業債が630万円の減額で4,220万円とするものでございます。

他会計からの補助金の補正でございますが、第5条下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4億9,243万9,000円とするものでございます。

資料といたしましては、97ページから予定キャッシュフローの計算書、98ページには予定貸借対照表を添付しております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。水洗化率というか、整備されてきている中で、水洗化率が92%、普及率が99%ということで、地域によってはぐっと、地域に絞

られてきているというところがあるんですが、水洗化にしていただく宅内工事やらに何か障壁が起こるのか、どういう問題が起こっているのかということをお伺いしておきます。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 辰己議員の御質問にお答えいたします。

水洗化率がちょっと伸びないというのは、浄化槽を御使用の家庭が多いということで、その一定の期間やはり浄化槽を設置されたということで、その費用を償却されるというのが浄化槽を設置された御家庭でもやはり考えておられますので、そうした使用期間が済んだ後に公共下水道のほうに順次接続いただくという形で、今後また水洗化率が高まっていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第20号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（村田 定君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第22、議案第21号の審議の前に、追加日程第1、議案第27号から追加日程第3、議案第29号を先に審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第1、議案第27号から追加日程第3、議案第29号を先に審議することに決定しました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、議案第27号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、追加議事日程1の資料にて説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

議案第27号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて、令和2年3月愛荘町議会定例会において議決を得た愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定を次のように変更することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称および所在地。名称、湖東三山館あいしょう、所在地、愛荘町松尾寺1395番地1、名称、駐車場、所在地、愛荘町松尾寺1395番地7、名称、従業員駐車場、所在地、愛荘町松尾寺1395番地3。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。（1）所在地、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地、名称、一般社団法人愛荘町観光協会、代表者、代表理事濱中大樹でございます。

3、指定期間の変更は、現行の指定期間「令和2年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」とし、1年延長するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） これ、1年間の延長だけなんやけど、また来年度も一緒のような入札でいかれるんか、もう観光協会に頼まれるのか、その辺をお聞きしときます。

○議長（村田 定君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 今回の1年延長をお願いさせていただきましたことにつきましては、4月1日からの閉館を避けるというようなところが大きいところで

ございます。1年延長させていただき、その間、令和6年から、令和5年度からでございますが、また議会の皆様なり関係者の方々と御相談をさせていただきながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第27号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第2、議案第28号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、追加議事日程①の資料につきまして、引き続き御説明をさせていただきます。資料2ページをお願いいたします。

議案第28号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて、平成30年第1回愛荘町議会臨時会において議決を得た中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定を次のように変更することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称および所在地。名称、中山道愛知川宿街道交流館、所在、愛荘

町愛知川38番地2。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。(1)所在地、岐阜県岐阜市西鶉1丁目52番地、(2)名称、株式会社三和サービス、(3)代表者、代表取締役林正和でございます。

3、指定期間の変更。現行の指定管理期間「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和6年3月31日まで」とし、1年延長するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(村田 定君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(村田 定君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(村田 定君) 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(村田 定君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(村田 定君) 起立全員であります。よって、議案第28号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(村田 定君) 追加日程第3、議案第29号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監(生駒秀嘉君) それでは、議案第29号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)について、説明をさせていただきます。

補正予算書(追加①)というのを御覧いただきたいと思っております。

1 ページをお願いいたします。議案第 29 号 令和 4 年度愛荘町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正、第 1 条債務負担行為の変更は、第 1 表 債務負担行為による。

2 ページをお願いいたします。三山館、街道交流館とも、令和 4 年 12 月定例会において 5 年間の指定管理料の債務負担行為をお認めを頂いたところですが、今回、現在の指定管理者による指定管理を 1 年延長させていただくことから、期間および限度額について債務負担行為の補正を行うものでございます。

第 1 表 債務負担行為変更、まず湖東三山館あいしょう指定管理料ですが、期間を令和 5 年度から令和 9 年度までとしておりましたが、令和 5 年度とし、限度額を 1,036 万円とするものでございます。その下、中山道愛知川宿街道交流館指定管理料ですが、期間を令和 5 年度から令和 9 年度までとしておりましたが、令和 5 年度とし、限度額を 2,842 万 6,000 円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第 29 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第 29 号 令和 4 年度愛荘町一般会計補正予算（第 10 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（村田 定君） 暫時休憩をします。再開を 6 時といたします。

休憩 午後 5 時 48 分

再開 午後6時00分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第22、議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、令和5年度愛荘町一般会計予算について説明をさせていただきます。

予算書のほうを御覧いただきたいと思えます。まず1ページのほうをお願いいたします。

議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108億1,900万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、第3表 地方債による。

一時借入金第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当および共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内で、これらの経費の各項の款の流用。

それでは、2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算、歳入のほうから御説明をさせていただきます。

1款町税1項町民税12億4,011万3,000円でございます。2項固定資産税

15億6,950万円、3項軽自動車税8,706万円、4項地方たばこ税1億4,400万円。続きまして、2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1,965万9,000円、2項自動車重量譲与税5,418万7,000円、4項森林環境譲与税412万円、3款利子割交付金1項利子割交付金195万9,000円、4款配当割交付金1項配当割交付金1,936万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1,298万7,000円、6款法人事業税交付金1項も同じでございます6,509万2,000円、7款地方消費税交付金1項も同じでございます5億752万2,000円、8款環境性能割交付金1項も同じ1,354万2,000円、9款地方特例交付金1項同じでございます2,864万4,000円、10款地方交付税1項も同じ24億8,500万円、11款交通安全対策特別交付金1項も同じでございます166万7,000円、12款分担金および負担金2項の負担金で5,805万9,000円、13款使用料および手数料1項使用料3,686万6,000円、2項手数料1,287万1,000円、14款国庫支出金1項国庫負担金で8億29万1,000円、2項国庫補助金で2億273万9,000円、3項委託金で399万円となっております。15款県支出金1項県負担金で3億7,906万7,000円、2項県補助金で2億6,157万5,000円、3項で委託金5,183万4,000円、16款財産収入でございます。1項財産運用収入でございます287万9,000円。

次、4ページの上段からです。2項財産売払収入ということで66万8,000円、17款寄付金1項同じ1億1万1,000円、18款繰入金1項特別会計繰入金1,000円、2項基金繰入金10億9,518万5,000円、19款繰越金1項繰越金5,000万円、20款諸収入で1項遅延金、加算金および過料314万9,000円、2項町預金利子3万円、3項貸付金元利収入379万7,000円、4項受託事業収入で1,023万3,000円、5項雑入で2億2,033万8,000円、21款町債1項町債12億7,100万円。歳入合計が108万1,900万円の予算とさせていただきます。

次に、歳出でございます。

5ページ上段から、1款議会費1項議会費1億223万1,000円、2款総務費1項総務管理費で19億9,024万5,000円、2項徴税費1億476万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費8,771万3,000円、4項選挙費1,289万円、5項統計調査費554万2,000円、6項監査委員費50万3,000円、3款民生費1項

社会福祉費 17億9,811万3,000円、2項児童福祉費 12億5,107万6,000円、4款衛生費 1項保健衛生費 7億2,666万円、5款労働費 1項労働諸費 178万1,000円、6款農林水産業費 1項農業費 2億1,912万7,000円、2項林業費 1,001万円、7款商工費 1項商工費 9,405万7,000円。

次ページ、6ページでございます。上段から、8款土木費 1項土木管理費で5,238万2,000円、2項道路橋梁費 8億1,536万2,000円、3項河川費 2,189万4,000円、4項都市計画費 5億1,674万4,000円、5項住宅費 3,836万8,000円、9款消防費 1項同じく消防費 4億6,174万6,000円、10款教育費 1項教育総務費 2億8,893万円、2項小学校費 1億3,085万6,000円、3項中学校費 7,637万9,000円、4項幼稚園費 1億9,881万7,000円、5項社会教育費 3億934万2,000円、6項保健体育費 4億886万5,000円、12款公債費 1項公債費 9億8,160万2,000円、13款諸支出金 2項基金費 1億799万8,000円、14款予備費 1項予備費で500万円。歳出合計につきましては、108億1,900万円ということで予算措置をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページ第2表 債務負担行為でございます。上段からでございます。滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補填、期間が令和6年度から令和17年度までということで、限度額が960万円の範囲内でその損失を補填するというものでございます。その下、第5期地域福祉計画策定業務で、期間が令和6年度、限度額が341万円。第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務、これも令和6年度、限度額が376万2,000円。その下、健康あいしょう21第5期策定業務令和6年度、限度額が341万円となっております。

続きまして9ページ、3表の地方債でございます。上段からでございます。目的からです。臨時財政対策債で限度額が6,100万円、その下、公共事業等債で6,750万円、一般事業債 5億5,950万円、公共施設等適正管理推進事業債 5,090万円、地方道路等整備事業債で4億5,290万円、緊急自然災害防止対策事業債で7,920万円、合計限度額が12億7,100万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

あと、10ページからは歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

それと、飛びますけれども、141ページをお願いいたしたいと思います。141

ページからが給与費明細書となっております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算を予算決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和5年度愛荘町一般会計予算は、予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑

○議長（村田 定君） 日程第23、議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） それでは、議案第22号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算について御説明を申し上げます。予算書は151ページでございます。151ページをお開きください。

令和5年度愛荘町の土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

152ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款財産収入1項財産売払収入、金額9,000円。4款諸収入1項預金利子、金額1,000円。歳入合計1万円でございます。

続いて135ページ、歳出でございます。

1款公共事業用地取得事業費1項公共事業用地取得事業費、金額9,000円。3款諸支出金1項繰出金、金額1,000円。歳出合計1万円でございます。

次の154ページから157ページまでが事項別明細書となっております。

以上、令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の議案を提出するものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第22号 令和5年度土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和5年度土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第23号～議案第25号の上程、説明、質疑

○議長（村田 定君） 日程第24、議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から日程第26、議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。予算書の158ページをお開きください。

令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,050万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条でございます。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただ

し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものです。

1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用でございます。

次ページをお願いいたします。159ページ、第1表 歳入歳出予算を御覧ください。歳入歳出ともに項の額で御説明を申し上げます。

歳入の部でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税3億1,329万8,000円、3款使用料および手数料1項手数料20万円、4款国庫支出金2項国庫補助金8万円、7款県支出金2項県補助金14億609万4,000円、9款財産収入1項財産運用収入2,000円、10款繰入金1項他会計繰入金1億4,818万5,000円、2項基金繰入金6,316万8,000円、11款繰越金1項繰越金500万円、12款諸収入1項預金利子1,000円、2項雑入32万2,000円、3項延滞金加算金および過料370万円、合計といたしまして19億4,050万円でございます。

引き続き160ページの歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費3,976万6,000円、2項徴税费252万2,000円、3項運営協議会費34万円、2款保険給付費1項療養諸費11億6,919万円、2項高額療養費2億20万円、3項相殺諸費125万円、4項移送費5万円、5項出産育児諸費800万4,000円、6項傷病手当諸費50万円、3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分3億2,529万3,000円、2項後期高齢者支援金分1億2,107万7,000円、3項介護納付金分3,687万4,000円、8款保健事業費1項保健事業費704万4,000円、2項特定健康診査等事業費2,640万7,000円、10款諸支出金1項償還金および還付加算金95万1,000円、2項基金積立金2,000円。次ページでございます。11款予備費1項予備費100万円。歳出合計としまして19億4,050万円でございます。

次のページ162ページから174ページは事項別明細書となっております。

また、175ページから180ページについては給与費明細書となっております。

引き続き、議案第24号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明を申し上げます。予算書の181ページをお開きください。

令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,700万円と定めるものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

次のページ182ページを御覧ください。第1表 歳入歳出予算で御説明申し上げます。こちらも歳入歳出とも、項の額で御説明申し上げます。

歳入の部でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料1億7,252万6,000円、2款使用料および手数料1項手数料1,000円、3款寄付金1項寄付金1,000円、4款繰入金1項一般会計繰入金5,420万9,000円、5款繰越金1項繰越金1,000円、6款諸収入1項延滞金加算金および過料1,000円、2項償還金および還付加算金25万9,000円、3項預金利子1,000円、5項雑入1,000円、歳入合計としまして2億2,700万円でございます。

次ページの歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費748万1,000円、2項徴収費60万2,000円、2款広域連合納付金1項広域連合納付金2億1,865万7,000円、3款諸支出金1項償還金および還付加算金26万円、歳出の合計としまして2億2,700万円でございます。

次のページ184ページから190ページは事項別明細書でございます。

また、191ページから195ページは給与費明細書となっております。

続いて、議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の196ページをお開きください。令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,990万9,000円と定めるものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算によるものです。

第2条、歳出予算の流用でございます。第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるものでございます。

1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一

款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

次ページをめくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。こちら
も歳入歳出とも、項の額で御説明申し上げます。

まず歳入でございます。1款保険料1項介護保険料3億3,818万8,000円、
2款使用料および手数料1項手数料2万8,000円、3款国庫支出金1項国庫負担金
2億5,737万1,000円、2項国庫補助金8,059万6,000円、4款支払基
金交付金1項支払基金交付金3億8,751万7,000円、5款県支出金1項県負担
金1億9,958万9,000円、2項県補助金1,463万8,000円、6款財産収
入1項財産運用収入1万6,000円、7款寄付金1項寄付金1,000円、8款繰入
金1項一般会計繰入金2億5,151万9,000円、2項基金繰入金1,044万円、
5款繰越金1項繰越金1,000円、10款諸収入1項延滞金加算金および過料1,0
00円、2項預金利子1,000円、3項雑入3,000円、歳入の合計が15億3,
990万9,000円でございます。

続いて、199ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費2,589万2,000円、2項
徴収費118万1,000円、3項認定審査会費1,305万8,000円、4項運営協
議会費432万2,000円、5項市費普及費6万7,000円、2款保険給付費1項
介護サービス等費13億1,300万3,000円、2項介護予防サービス等諸費1,
545万4,000円、3項高額介護サービス等費1,641万円、4項高額医療合算
介護サービス費363万円、5項その他諸費133万3,000円、6項特定入所者介
護サービス等費3,625万1,000円、4款地域支援事業費2項包括的支援事業任
意事業5,906万5,000円、3項介護予防生活支援サービス事業費2,781万1,
000円、4項一般介護予防事業費126万円、5項その他諸費15万4,000円、
6款諸支出金1項償還金および還付加算金20万1,000円、2項基金積立金1万7,
000円、7款予備費1項予備費80万円、歳出合計としまして15億3,990万9,
000円でございます。

次のページ201ページから219ページは事項別明細書でございます。

また、220ページから225ページは給与費明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村田 定君） これより議案第23号に対する質疑を行います。質疑ありま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

次に議案第24号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

次に議案第25号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第25号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑

○議長（村田 定君） 日程第27、議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） それでは、議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

資料226ページをお願いいたします。総則第1条、令和5年度愛荘町の下水道事業会計予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございますが、水洗化人口から処理水量、主な建設事業費をこちらのほうで上げさせていただいております。

第3条、収益的収入および支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

収入でございますが、第1款の下水道事業収益1項営業収益4億1,603万2,0

000円、第2項営業外収益7億8,854万1,000円、計12億457万3,000円でございます。

そして支出でございます。第1款下水道事業費用第1項営業費用8億7,660万4,000円、第2項営業外費用1億2,257万6,000円、第3項予備費200万円、合計10億118万円でございます。

227ページをお願いいたします。第4条の資本的収入および支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収入でございます。第1款資本的収入第1項企業債が2億9,650万円、第2項補助金が1億5,639万9,000円、第3項分担金500万9,000円、第4項負担金272万6,000円、第5項その他資本的収入50万円、計4億6,113万4,000円でございます。

その下、支出でございます。第1款資本的支出第1項建設改良費8,044万1,000円、第2項企業債償還金7億4,290万8,000円、第3項その他資本的支出50万円、計8億2,384万9,000円でございます。

第5条については企業債についてで、起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を定めております。起債の目的でございますが、公共下水道事業債が740万円、流域下水道事業債が6,560万円、資本費平準化債が2億2,350万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条については、一時借入金の限度額1億円と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めております。営業費用、営業外費用、特別損失の3つを挙げさせていただいております。

第8条につきまして、次に掲げる費用については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないというようなところで、職員給与費を1,403万1,000円挙げております。

他会計からの補助金としまして、第9条下水道事業の営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4億8,929万6,000円と定めております。

229ページからでございますが、説明資料というようなところで添付させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算を所管の総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和5年度愛荘町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（村田 定君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月4日から3月23日までの20日間、休会したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、3月4日から3月23日までの20日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は3月24日金曜日午前9時から本会議ですので、よろしくお願いいたします。

また、議会運営委員会を3月23日木曜日午前9時から開催します。全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしくお願いいたします。本日は長時間大変御苦労さまでした。

延会 午後6時37分